第五十七回国会 参議院内閣委員会会議録第三号

昭和四十二年十二月二十一日（火曜日）
午後一時十八分開会

委員の異動
十二月二十一日
辞任　中村　英男君
補欠選任　鶴園　哲夫君

出席者は左のとおり。
委員長　豊田　雅孝君
理事　石原幹市郎君　八田　一朗君　北村　暢君
委員　源田　実君　佐藤　隆君　柴田　栄君　菅野　儀作君　船田　譲君　山本茂一郎君　伊藤　顕道君　鶴園　哲夫君　中村　英男君　前川　旦君　山崎　昇君　多田　省吾君　中沢伊登子君
国務大臣　国務大臣　田中　龍夫君
政府委員　人事院総裁　佐藤　達夫君　人事院事務総局給与局長　尾崎　朝夷君
総理府人事局長　栗山　廉平君　防衛庁人事局長　麻生　茂君
事務局側　常任委員会専門員　伊藤　清君

本日の会議に付した案件
○一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（豊田雅孝君） ただいまより内閣委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
本日、中村英男君が辞任され、その補欠として鶴園哲夫君が選任されました。

○委員長（豊田雅孝君） 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案。
以上三案を一括して議題といたします。
これら三案は去る十九日衆議院より送付せられ、趣旨説明はすでに聴取いたしております。
それでは、これより三案を一括して質疑に入ります。なお、関係当局からの御出席は、田中総理府総務長官、佐藤人事院総裁、尾崎給与局長、栗山総理府人事局長、麻生防衛庁人事局長、津吉大蔵省給与課長、以上の方々でございます。
それでは、御質疑のある方は順次御発言願います。

○伊藤顕道君 先般提案理由の説明を承りましたこの法律案をいろいろ検討してみますると、人事院勧告と比較して相違しておる点が二点あろうかと思うのです。その一点は、いままでの都市手当を調整手当に改めたことと、他の一つは、実施の時期を五月から八月に改悪しておる点、この二点であろうかと思うんです。そこで、この相違点からまず順序としてお伺いしたいと思います。
まず、都市手当を調整手当に改めたには、何か理由があろうかと思いまするが、その理由は一体那辺にあるのかということ。また、調整手当は都市手当とその性格について、どのような違いがあるのか。それとも、勧告の都市手当と全く同一のものと理解してよろしいのかどうか、こういう点についてあわせてお答えいただきたいと思います。

○国務大臣（田中龍夫君） お答え申し上げます。
ただいま御指摘の都市手当につきまして、勧告と相違いたしました調整手当をつけたということでございますが、御案内のとおりに、都市と農村との地域格差の是正という国の基本的な施策に対しまして、いかにも都市のみを優遇するかのような印象が強過ぎはしないかといったような懸念なり配慮がございまして、その名称につきまして、都市手当というような刺激的なものを避ける必要がある。これにつきましては、関係閣僚会議におきまして、十分慎重に検討をいたしました結果、かようにいたしたものでございます。
なおまた、新規採用等につきまして、公務員のほうの給与が低いために、地域的にはなかなか採用が困難であるといったような面もございまして、人事院のほうとも十分御相談をいたしまして、いたした次第でございます。
それからもう一つ、第二の点の勧告どおりに実施期日をしなかったではないかという御質問でございまするが、この点につきましては、ただいまの財政硬直化といったような問題やら、予算の編成上のいろいろと財源の困難というふうなこともございまして、政府といたしましては、従来九月を実施期日といたしたのでありますが、誠心誠意、できるだけのことはしなくちゃならぬというような気持ちから、一カ月繰り上げましたような次第でございまして、政府の人事院尊重に対しまする気持ちといいますか、誠意のほどはどうぞ御了承願いたい、かように存じます。

○伊藤顕道君 私がお伺いした要旨は、勧告の都市手当について、調整手当と性格はどういうふうに違うのか、それとも全く同じものなのか、どういうふうに理解したらよろしいかと、そこに論拠はあったわけです。
なお、いま御説明がありましたけれども、実施の時期等については、後ほど順を追うてお伺いしたいと思いますので、いまお伺いするのは調整手当一本にしぼって、当面お答えいただきたいと思います。

○国務大臣（田中龍夫君） ただいま申し上げましたような人事院の勧告に対しまして、実質的には同じような気持ちでございまするが、ただ三年間に人事院に研究していただきまして、そしてこれを改正するといったような、関係閣僚間の、政府といたしましての慎重に検討を加えた結果、かような名称を用いた次第でございます。

○伊藤顕道君 政府はさきに給与関係閣僚会議で、人事院勧告を検討したわけですが、その際、この都市手当の創設に難色を示す意見が相当強く出されたと聞いておるわけです。そこでお伺いしたいのは、政府部内でどのような点が一体問題となったのかという点と、それから、問題はあったにもかかわらず、いま御説明のあったように、名称を変えたのみで、実質的には変わらぬと、この手当の新設に踏み切った経緯についてもあわせて

承りたいと思います。

○国務大臣（田中龍夫君）　ただいま冒頭申し上げましたように、関係閣僚間におきまして、都市と農村の格差の是正、均衡ということを強く打ち出しておりましたし、さようなことから、いかにも都市手当という名称が偏重いたしているようにとられてはいかぬ。また第二の点は、官民給与の格差が顕著でございます。かつまた、物価とか生計費が特に高い地域におきましては、公務員の採用なり維持がはなはだ困難となっているというような実情に対処いたします措置といたしまして、かような手当を新設した次第でございます。この手当は俸給その他の給与につきまして地域的な調整を行なうためのものでございますという性格は当然のことであります。なお、政府といたしましては、諸般の事情を総合勘案いたしましてこの名称を用いた、こういうことでございます。

○伊藤顕道君　この都市手当ですね、前に地域給がありましたが、この地域給の復活になろうかと思うんです。そうだとすると、人事異動に支障を来たすなど、いろいろ問題があるわけで、その点については当委員会においてもすでに審議の結果、その点が指摘されているわけです。人事院の報告を見ますと、地域による官民の給与格差が存在すると説明いたしておりますが、これは否定できない現実であろうかと思うんです。そうだとすると、政府は今回勧告を一応そのままにして実施しようとしているけれども、このような地域のいわゆる格差について、政府としては基本的にどのように一体考えているのかという点と、このような格差がある以上、これに対して何らか給与上の措置が必要ではなかろうか、こういう点、どのように考えているのか、この地域政策を推進することによって解決しようとお考えになっているのか、こういうような点についてひとつあわせて御説明いただきたい。

○国務大臣（田中龍夫君）　この件につきましては、三年以内にこれらの手当を、必要と認められるを措置勧告していただくことを目途にいたしまして、人事院に調査研究していただく、かようになっておりますが、なお詳細の点は担当官からお答えをいたさせます。

○政府委員（栗山廉平君）　補足さしていただきますが、先ほど関係閣僚会議のお話がございましたが、関係閣僚会議につきましては、人事院勧告のございました八月十五日に行なわれたのが第一回の会合でございますが、以来六回にわたりましてあったわけでございます。従来からの構成員であります総務長官、官房長官、大蔵大臣、労働大臣、自治大臣、経済企画庁長官が従来の構成員でございまするが、本年は特に都市手当の勧告の問題に関連しまして文部大臣が加わられたのでございます。

先ほど申し上げましたように、六回にわたりまして、この勧告の取り扱いにつきましての慎重な検討を重ねた次第でございますが、問題の焦点となりましたのは、先ほど仰せられましたような都市手当の問題が焦点の一つでございます。都市手当につきましては、勧告がなされましてから、各方面からの種々なる問題が出されているのでございまして、たとえば都市と農村との地域格差の是正という国の基本的施策に逆行するのではないかというような点が一つ出されております。給与に地域格差を設けることは、人事異動の障害となるのではないかというような点も出されております。それから、都市のみを優遇するというような印象が強過ぎはしないかといった点も出されておるわけでございます。これらの点を慎重に検討いたしました結果、名前を、先ほど総務長官が申しましたように調整手当というふうに変えさせていただきまして、勧告の実質的な――実質におきましては変わりないということで施行さしていただくことにいたしたわけでございまするが、先ほど申しましたような各種の点があることにかんがみまして、調整手当につきましては、今後三年以内に人事院におかれまして十分調査研究をしていただきまして、そういうような問題につきましての御研究の結果を、適当と認める勧告をしていただくということの政府の方針になったわけでございます。

○伊藤顕道君　本法の附則で、調整手当については人事院は三年以内に、先ほど御説明もございましたが、調査研究の上、必要な措置を国会及び内閣に勧告する、そういうことを規定しておるわけです。そこで、この規定を設けた理由は一体那辺にあるのかということ。いわゆる条件つきで設けられたことになるわけですが、政府はそうだとすると、将来これを改正しようとお考えになっておるのか、それとも、三年後はもう廃止しようとのお考えを持っておるのか、こういう点についても御説明いただきたいと思います。

○国務大臣（田中龍夫君）　従来の経緯につきましては担当官から申し上げまするが、これを廃止するというような気持ちは持っておりません。

○政府委員（栗山廉平君）　ただいま先生仰せられましたように、三年以内に勧告をしていただくという条文があるだけでございまして、三年たったらなくなるというような規定にはなっておりませんので、条文の上ではそのまま続く。ただし、三年の間に十分な御研究をいただきたい、御勧告をいただきたい、こういう趣旨でございます。

○伊藤顕道君　そこで、このことに関して人事院にお伺いいたしまするが、人事院としては、この規定をどのように受け取っておられるのか。総裁としては、給与法第二条の規定によって、多年の課題であったこの問題を、今日のこの機会をとらえて、都市手当の新設ということで解決に踏み切ったというふうな意味のことを述べておられるわけです。いわば人事院としては、まあ人事院として考えるならば、これは最善の方法として勧告したものと思うが、これに対して期限を付して再検討を命ぜられることになったわけですが、これに対してどのように対処していかれる御方針なのか、この点についてひとつ明確にしていただきたい。

○政府委員（佐藤達夫君）　附則の問題でございますが、ただいま仰せになりましたように、私どもとしては給与法の二条六号に基づいて今回御提案を申し上げたわけであります。結局、その給与法二条六号には、地域的な格差ということが大きな条件になっております。この格差なるものが、始終これは動いておるということも当然のことでございます。私どもとしては、今回の勧告をもってもうその関係には一切目をつぶるということは、本来あってはならないわけでございます。その辺の調査研究あるいは検討を、もちろん今後も続けてまいるつもりで初めからおったわけでございます。さらにまた、政府の諸施策、非常によろしきを得ますれば、地域格差そのものがなくなってしまうかもしれません。それがなくなってしまえば、全面廃止してもよろしいということに、給与法の条文からいうとなりますが、そういうこともわきまえながら、検討は続けていかなければならぬことだという心がまえでおったわけでございます。

これが三年というのはどういうところで三年になったのか、四年ではいけないか、五年ではいけないかということは、私どもにはわかりません。わかりませんが、一応三年というめどをつけられたならば、それはそれなりにこれをめどにする、といいましょうか、わりあいすなおな気持ちでそれに臨んでおるわけでございます。

○伊藤顕道君　先ほどの説明で、都市手当が調整手当と名称を変えたけれども、その性格には変わりはないということでありますが、そこでお伺いするわけですが、人事院はその地域の指定にあたっては、都市手当を勧告した趣旨に沿って、民間給与との格差とか、あるいは物価あるいは生計費、この相違を考慮して指定する考えなのか。現在の暫定手当の四級地あるいは三級地をそのまま甲地、乙地に指定するということも伝えられておるようですが、人事院の考え方は一体どうなのか、この際明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員（佐藤達夫君）　私どもの勧告のねらいは、いまおことばに触れられましたような経過的

の措置というようなことはむしろ深く考えておらぬので、あるべき姿ということを単刀直入に目ざして御説明もしてまいったわけです。そういう点からまいりますというと、官民給与の格差であるとか、物価、生計費などのやはり地域的な格差ということが柱になりますから、私どもの作業としては、勧告直後もそういう趣旨のことを御説明申し上げたと思いますが、まあ事務的と申しますか、技術的と申しますか、そういう面からは、いま申しましたような尺度によってこれを選別していくという作業を続けておりましたし、現にまだやってはおるわけです。

しかし、御承知のように、この勧告の後にいろいろ、三、四級地をそのままという話もちらほら出てまいりましたし、さらに御承知のように、衆議院の委員会ではその趣旨の附帯決議がございました。私どもとしては、やはり国会の御意思というものを十分尊重してまいりたいという気持ちで今度の御審議にも臨んでおるわけでございます。

○伊藤顕道君　この暫定手当の四級地、三級地をそのまま甲地、乙地に指定することは、最も安易な方法であろうかと思うのです。それではしかし、暫定手当の定額方式を定率方式に改めるということであって、人事院のいわゆる都市手当設置あるいは暫定手当整理の勧告の趣旨に沿ってこないのではなかろうかと思うのです。

〔委員長退席、理事八田一朗君着席〕

そこで、人事院は具体的にいかなる根拠に基づいてこの地域指定を行なうのか、いま一度御説明いただきたいと思います。

○政府委員（佐藤達夫君）　先ほど申し上げましたように、また勧告直後に申しましたように、勧告そのものに対する私どもの考え方としては、うたっておりますように、民間給与、これの格差を地域ごとに求め、あるいは物価、生計費についてもそれぞれ詳しいデータを集めております。新しいデータが出れば出るなりに、着々それを収集して、そうしてそれの尺度から選別の振り分けの準備作業をやっておるということでございます。したがいまして、大体これも勧告直後に申し上げたと思いますけれども、四級地の中から甲地が出てくる、三級地の中から乙地が出てくる、大ワクを申し上げますればそういうことになると思います。

○伊藤顕道君　ただここではっきりお伺いしたい点は、甲地はどのような基準に合致するものが出るのか、乙地についてはどうなのか、こういうことをはっきりしないと、甲地、乙地の指定はできないと思うわけですが、この点はどうなのか。そういうことと、地域指定の人事院規則はこの本法公布と同時に行なわれると思うわけですが、その地域は具体的にどのように決定しておるのか、このことをひとつあわせて御説明いただきたいと思います。

○政府委員（佐藤達夫君）　先ほど述べましたように、最も新しい資料を集めて、それのもとに振り分けをやっておるわけでございますからして、まだ率直に申しまして、人事院会議で最終決定するという段階にいっておりません。最後の詰めに入っておるということでございますからして、どことどこかという具体的なことを申し上げる段階にまだ入っておりませんけれども、いざということになれば、徹夜ででもやらなければならぬことだと思っておりますけれども、いまのところは、まだそういう段階ではありません。

したがって、まず大まかにいって、先ほど触れましたように、四級地の中の多くのものが甲地になるでありましょう。なお、三級地の中から多くのものが乙地になるでありましょうということ。したがいまして、いまの技術的な尺度から申しますというと、四級地の中から甲地にならないもの、あるいは三級地の中からそれに漏れるものというようなものも理論的にはある。これもかねがね御説明したとおりのことでありますが、大体そういうことになりそうだということをお含み願いたいと思います。

○伊藤顕道君　なお、この問題についてはいろいろお伺いしたい点もございますが、時間の制約もございますので、次に、第二の問題である実施時期の問題について、総理府総務長官を主体にお伺いしたいと思いますが、これは、繰り返し従来お伺いしてきたところでありますが、政府は去る十月二十日の閣議において、人事院勧告は五月一日実施とあるわけですが、これを八月に改悪してしまった。このことについては率直に遺憾の意を表さざるを得ないわけです。政府は、過去七回にわたって、一方的にいつも財源難を口実にして実施時期を繰り下げてきたわけです。勧告にも明らかなように、人事院からも特にこの点指摘されておるわけですが、本年こそこの完全実施を妨げる事情は何一つなかったわけです。にもかかわらず、またこれを踏みにじってしまったということは、人事院制度を政府みずから否定することになろうかと思うのです。これはまことに問題だと思うのです。こういうことは一体どう考えておられるのか、給与担当大臣としてのひとつ明快な考えをお聞かせいただきたい。

○国務大臣（田中龍夫君）　まず、人事院の勧告を尊重するという、この基本的な考え方につきましては、何ら変わってはおりません。完全実施をしたいところでございますけれども、御案内のとおり、非常にきびしい財政状況、特に今年問題になっておりまする硬直化、こういうふうなことで、補正予算の財源の捻出につきましては非常に苦慮をいたした次第でございまして、かような次第で、ぜひとも人事院の勧告にできるだけ沿いたいというその趣旨に基づきまして、従来は九月であったものを一カ月繰り上げた。こういうことは政府の気持ちの一つのあらわれだろうと御了承賜りたいと思います。原因は何と申しましても補正予算の財源難ということが根本でございます。

○伊藤顕道君　公務員賃金の引き上げ問題の根本は一体何かということですが、私は財政上余裕があるかないかということでは絶対にないと思うのです。財政上の余裕があるかないかできめるのではなくて、繰り返し従来申し述べてきたように、政府の公務員に対する、いわゆる給与政策、これに対する政府の姿勢の問題だと思うのです。そこで完全実施するという基本方針をまず打ち出して、それに沿うて、そのためには一体財源をどうするかと、こういう順序で考えが進まなければならないわけであります。ところが最初から財源がどうだこうだということで初めから討議しておる。実質的にはいつも言っておるように、財源に何ら関係がないということは、これからいろいろな角度から申し上げるわけですが、財源ではなくして、いわゆる公務員に対する給与政策、これは一体どうなのか、公務員の給与に対する政府の姿勢の問題だということを従来も強調したし、ここでまた繰り返し強調せざるを得ないわけです。したがって財源に余裕があるかないかということは第二の問題。方針がきまって、初めてこの方針を完全実施するために一体財源をどうしたらいいかと、こういう順序でものは進まなければならないと思う。いまのこの点は一体どうお考えなのか。

○国務大臣（田中龍夫君）　公務員に対しまする根本的な考え方の御質問でございますが、御案内のとおりに、政府といえども公務員によって構成せられておるものでございます。決して同じ公務員といたしましての政府が、自分のところに奉職しておられまする公務員の諸君に対して、できるだけのことは当然しなければならない。ただ財源難という一言でございますが、やはり人件費、事業費等の問題の関係もございましょう。ことにまた本年は財政硬直化ということで、もう耳にたこができるほどお聞きになっておると存じまするけれども、この問題は非常に本年の補正予算の編成等等にあたりましては、政府といたしましても苦しんだ次第でありまして、かような関係から、しかし、その中におきましても、できるだけのことはしなければならぬという気持ちで、一カ月の繰り上げをいたしたのでございます。

○伊藤顕道君　政府は勧告を受け取ると、この勧告にある実施の時期とは何ら関係もなく、ただ政府の口からいうと、財政上いつにすべきかということから、閣議で、特に関係閣僚で審議を進め

て、それで一たんきまってしまうと、完全実施のための努力はもう完全に放棄してしまって、来年までそのまま。まあ当該委員会で適当に答弁しておけば、一年間また何ら問題がない。また次の年度に人事院勧告をされると、また勧告の実施の時期とは無関係に、かってに実施の時期をきめるというふうに、完全実施しようとする意図が何らの形にも出てこないわけです。ということを毎年繰り返してきておるので、完全実施はなかなか望めないわけです。こういうことでは相ならぬので、もう毎年毎年同じことを三十五年以来繰り返してきておるわけで、財源難、財源難という一方的の口実だけは毎年同じわけです。

しかし財源難の問題でないということは、もうしばしば従来からも私どもは指摘してきたわけです。決して財源には関係ない、このことは後ほどまた詳しく申し上げますが、一体こういうことを繰り返しておったのでは、いつになっても完全実施の時期は出てこないと思うのですが、一体どういうふうにお考えなんですか。完全実施しようとする姿勢で取り組んでおるという姿勢が見られぬわけです。この点についての態度をひとつ明確にしていただきたいと思います。

○国務大臣（田中龍夫君）　政府はただ一べんきめただけで事足れりとしておるというようなことでは絶対にございません。さような関係から、ただいま先生方もよく御承知のとおりに、何とか人事院の勧告を円滑に実施するようにいたしたいというような配慮から、この財政の編成にあたりまして、それと勧告の時期とを調整したらばどうだろうかといったような、いろいろなただいま研究なり配慮をいたしておることは、御承知のとおりでございまして、決して勧告を一方的に政府がかってな時期にきめて、そうして、あとはほうっておくというようなことではなく、その人事院の勧告を何とか実施をできるようにしなきゃならんという趣旨のもとに、財政編成時期と人事院勧告との調整問題というのがただいま論議されておる次第でございます。

○伊藤顕道君　結局政府は人事院の勧告に対してどう考えておられるのかと聞けば、口をそろえて尊重いたしますということを三十五年以来、毎年毎回繰り返してきたわけです。しかし、実質的には何ら一歩も前進していない。昨年までで大体その繰り下げ分を合計すると、三十二カ月分にもなるわけです。で、全体では大体昨年までで三千億を突破しようとしておる。こういう公務員側から見ると大きな損失となっておるわけです。で、この勧告の改善率の内容が低下してしまったんでは、人事院の勧告それ自体もきわめて不満なものでありますが、そういうことは一時おいて、人事院勧告の改善率も非常に低下してしまうわけですね、勧告を引き下げてしまうということになると。勧告は尊重する、しかし、実施の時期については財源の関係もあるので、これは九月だ、八月だということになると、たとえば八月にしても、五、六、七と三カ月分、これはもう完全に切り捨ててしまうわけですから、それだけ内容が低下するわけです。内容を低下しておいて、これを尊重するということは、どこからも出てこないはずだ。にもかかわらずぬけぬけと、毎年勧告は尊重いたしますと、必ずそういうお答えが出るわけです。どの大臣から伺っても、必ず勧告は尊重する、その裏では勧告を軽視、無視しておるわけです。軽視どころか無視しておって、内容ははるかに低下しておるわけです。

いままでの例によると、大体四％ぐらいしか上がっていないわけです。実施の時期を五月一日にすれば、人事院の勧告どおりのパーセントが出てくるわけですけれども、実施時期を値切ってしまうから、結局大体いままでのところ四％ぐらいのベースアップしかない。これでは物価の上昇にとうてい追いつかないわけです。こういうことをあわせ考えると、これはきわめてもう遺憾千万で、無責任もはなはだしいと思うんです。で、財源、財源と言われるわけですけれども、それでは昭和三十七年とか八年、この年は、特に三十八年は財政上非常に余裕のあった年なんです。これは池田内閣のときですが、その年でも、その年だけ出すわけにも政府としてはいかんと考えたんでしょう。この年ですら財源が苦しいのでという表面の理由で、その年も財源上そのときは十月の実施であったわけです。で、こういうことをあわせ考えても、これは財源に何も関係がない。財源に余裕のある年でも財源が苦しいからというのでは、やはり問題にならぬわけです。こういうことも過去においてあったくらいに、これはもう完全に財源の問題でなく、政府の公務員の給与に対するいわゆる給与政策、姿勢の問題だと、繰り返し指摘せざるを得ないわけです。

そこで、お伺いするわけですが、ひとつこの根本的な問題、人事院の勧告を文字どおり尊重するならば、その改善率を低下したのでは意味がないではないか。そのとおり完全実施して、初めて尊重したことになるわけです。政府は尊重するとは言っておるわけですから、その尊重を文字どおり実現に移して、初めて政府の責任が完遂できると思うのです。労使間のいわゆる労働関係を善導する意味からも、いわゆる使用者側である政府にこの点大いに責任があろうかと思うのです。この点、一体どうなのですか。

○国務大臣（田中龍夫君）　ただいま御指摘のように、もとは十月でございましたけれども、九月にし、八月にいたしたと、こういうことも、やはりできる限りのことはいたしたいという気持ちの、ほんとうに真摯な気持ちの表現であろうと存じます。なお、この公務員の給与は、一つの経営体としての国家というものの、政府というものの、やはり人件費、事業費というような大きな区分からいたしますれば、政府の施策の諸般の経費というものの膨張――歳出を考えなければならぬというような財政当局の考え方、そういうふうなことで過去においてはまいった次第でございますが、しかし、人事院の勧告に対しまする尊重ということにつきましては、これはもうあくまでもその理念で貫いておるということは、あらためて申し上げておきます。

○伊藤顕道君　同じ公務員である三公社五現業に対しては、これもその財源には相当苦慮しながらも、御承知のように建設事業を繰り延べたり、経費を移用、流用して、三十二年以来、毎年仲裁裁定どおり、しかも五月でなく四月にさかのぼって完全実施しておるわけです。しかし、これは公社現業といえども、最初からいわゆる仲裁裁定どおりの完全実施がなされたのではなくして、長い間やはり完全実施は望めなかったわけです。ところが三十二年になって、政府はこの組合のいわゆる切なる要求をいれて政策転換をやったわけです。いわゆる給与政策の転換をやって、そして三十二年以来、仲裁裁定どおり完全実施をしたと、こういうことである。本年完全実施を一般職に対してやったとしても、十年おくれているわけですね。三十二年に完全実施しているわけです、以来引き続き。そこで、先ほども言ったように、この点からも財源に何ら関係ない政策の問題であるということが言えると思うのです。

公社現業に余裕があるならいざ知らず、特に国鉄のごときは赤字に悩んでおるにもかかわらず、その一環として、三十二年以来赤字に苦しみながらもやるべきことはやっておる、完全実施しておるわけです。一般職の場合に限って財源、財源と、特にことしは財政の硬直化というようなうまい理由を立てて、これをまた一月ぐらいでごまかして、完全実施にはるかに及ばないわけです。そういう点からも、なぜ公社現業について完全実施できるこの日本の政府が、一般職についてどうして完全実施ができないのか、こういう不合理な点が出てくるわけですね。同じ政府でしょう。公社現業に対して完全実施しておる日本の政府、その日本の政府が、一般職について完全実施できないという理由はないわけです。しかも十年間もいままで毎年毎年検討を重ねてきたわけです。同じことを繰り返し繰り返し十年もやってきたのだから、もうこの辺で完全実施できる政策が打ち出されてしかるべきだ。しかもそれは使用者側である政府の責任です、労使の間の問題を合理化していくの

は。一体どうなのですか、これは。

○理事（八田一朗君）　ちょっと速記をとめて。

［速記中止］

○理事（八田一朗君）　速記を起こして。

○国務大臣（田中龍夫君）　ただいま三公社五現業の決定と違うじゃないかという御質問でございますが、これは御承知のとおり、独立採算制の企業体としての給与の決定をいたしておりますので、一般職の場合と非常に異なる決定方式になっておりますために、かようになってまいった次第でございます。なお、一般職に対しましても、われわれは人事院の勧告を何とかりっぱに実現したい、そういうような気持ちの一つのあらわれといたしまして、いろいろとただいま、当初予算から予備金として組み込んでおいたらどうかとか、あるいはまた、勧告の時期を調整していただいたらどうかとか、そういうふうにいろいろと一般職の面でも改善をいたしたいということで努力をいたしております。

○山崎昇君　それじゃ、総務長官留守の間、人事院総裁に少し給与の基本的な点について二、三点お聞きをしておきたいと思います。

第一は、労働基準法の十一条を見ますと、賃金の定義がありまして、種類のいかんを問わず、労働の対価として支払うものを賃金という、こうなっておるのですが、一般的に言えば、この労働基準法も公務員に適用になっているわけです、部分的には抜けておりますが。そこでこの基準法の賃金の定義と、いまの公務員給与法に載っておる給与と比較をしてみて、どれが労働の対価として支払われておって、どれがそれ以外のものか、まず明らかにしてほしいと思います。

○政府委員（佐藤達夫君）　労働基準法のたてまえは、非常に大きな立場からの労働者保護という見地で条文ができておりますために、概念のとらえ方が非常に大まかになっておるわけです。ところが、公務員法の場合は、給与法の場合は、そのものずばり公務員給与を対象としての立法でありますから、わりあいに精密な構成になっておる。大きく言えば、そういうところからくると思います。したがいまして、基準法で申します賃金というものの中には、いわゆるわがほうで申します俸給、すなわち基本的部分に当たるものとして、もちろん俸給というものを含んでいることは当然でありますけれども、その周辺のものも幅広く手当類までも含んでおる、こういうふうに考えてよろしかろうと思います。だから民間の会社などでも、給与の規定をはっきりおきめになっておりますところは、本俸とそうでないものと区別を立てておりますが、それらを包括したものが基準法でいう賃金である、まあ大まかに言えばそういうことであろうと思っております。

○山崎昇君　どうもはっきりわからないのですがね。労働基準法では賃金の定義というものがきちっとなっておるのですが、給与法では、個々の給与についての説明はあるけれども、労働の対価としての給与は何々だということについては何も載ってないのです。だから十一条と関連をして、給与法で直接労働の対価として支払われるものは何々ですか、そうでないものは何々ですかということを、いまあなたに聞いているわけです。ですから、あなたが、公務員給与法にいう俸給というのが、直接労働の対価として支払われるものであって、その他の手当はそうではないんなら、そうではないとか、そういうふうにひとつきちっと区分けをして御答弁願いたいと思います。

○政府委員（佐藤達夫君）　基本的にどういうことをねらいとしてお尋ねになっていらっしゃるのか、その手のうちをあらかじめお示しいただくと、わりあいに率直にお答えができるのじゃないか。非常にアカデミックなスタートでお入りになりますものですから、だんだんそこまで、納得いくところまでたどり着くのに時間がかかるのじゃないかと思いますが。

○山崎昇君　アカデミックに言っているわけではないのです。私自身も、どうもこの両方の法律を比較して見て、賃金という、片方は包括したことばを使う。公務員の場合は給与ということばを使われているのですが、その中身がどうも、私から言えば、公務員給与というものはこれは手当賃金ではないのか、簡単に言えば。それからもっと極端な表現を使えば、民間の追っかけ賃金であって、本来の言う労働の対価として支払われているようなものではないのではないか、こういうふうにある意味では解されるわけです、私自身は。ですから、この労働基準法で言っている賃金というものを公務員に当てはめたら、一体労働の対価として払われる賃金というのはどういうものであって、それを補完する、補う賃金といいますか、そういうものはどういうものをあなた方はお考えになっているのか、お聞きをしておきたいと、こう言うのです。

○政府委員（尾崎朝夷君）　いま総裁からお答え申したとおりでございますけれども、結局、基準法におきましては、包括的に労働の対価としまして一つの概念を規定しているわけでございます。で、その概念のもとにおきまして、各民間の会社におきましては、個々にその概念の中において給与の支払い規程がございます。諸手当、その他、本俸とか、そういうものがございます。公務員における給与法、一般職給与法のような中身のものは、そういう支払い規則に相当するものと考えているわけであります。つまり、それぞれの本給、扶養手当、その他につきましては、それぞれの定義は別にいたしておりませんで、これこれの場合にはこういうものを支給する、いわばそういう非常に簡潔な支給規定になっているわけでございます。したがいまして、そういう基準法における概念に相当するものは、そういう関係で、俸給、諸手当を全部総括したものがそれに相当するというふうに考えてしかるべきだと考えます。

○山崎昇君　それは、ぼくは専門家としてはまことにおかしいと思うのですよ。それならあなた、通勤手当もそれじゃ労働の対価になりますか、包括概念からいけば。私の聞いているのは、基準法ではきちっと定義が述べられておって、給与法にはないのです。だから人事院としては、その包括概念からいけば、労働の対価として支払われるものは直接これこれであります、それを補うものについてはこういうものなんだということを総括して、給与体系になってくるわけでしょう。そういうことを聞いているんですよ。あの給与法はなにも実施法じゃないですよ。

○政府委員（尾崎朝夷君）　通勤手当とか扶養手当、その他生活給的な手当がいろいろございますけれども、そういうものがかりに、民間にいろいろございますが、あるといたしましても、そういうものは基準法十一条に申します賃金、給料、その他、労働の対価として支払うべきそういうものに包括されているものと私は考えております。もちろんそれは、そういう労働がなければ支給されないという意味合いだと思うのでございますけれども、そういう意味合いと一応平仄の合った形で申しますれば、公務員給与法におきまして、それぞれの俸給、諸手当につきましては、やはり支給規則として給与法――法律が設けられておりますけれども、これはやはり包括して労働の対価という形で、労働があるところに支給されるという性質のものであるというふうに理解しているわけでございます。

○山崎昇君　そうすると私はまことにふしぎに思うのです。たとえば指定職俸給表の場合は全部――通勤手当も何も包括して本俸になっている。一般職の場合はずらっと手当がいろいろ並んでいるわけでしょう。そうすると、同じ給与法であっても違うんじゃないですか、中身がね。だから、私はあなたに先ほどから聞いているのは、同じ給与法であっても、そういう矛盾点をあなた方つくっているわけだ。だから、労働基準法にいう直接の労働の対価としての賃金は指定職俸給表のようなものならそうだ。そうでなくて本俸だけなんだ。一般的にいって、その他の諸手当は、これは労働の対価として支払うべきものではないんだというならないんだとして、私ども聞いておきたいのです。そうでないと、このあと関連してあとでいろいろ聞きますけれどもね。どうも私はいまの

公務員賃金体系というそのものがいろいろな矛盾を含んでいるから、まず冒頭に賃金の概念についてあなた方に聞いているわけです。もう一べんお答えください。

○政府委員（尾崎朝夷君）　もう一度同じことをお答えすることになって恐縮でございますけれども、扶養手当、通勤手当等、民間の事業所で支給されるものも、やはり労働があるところに初めて支給されるということで、広い意味での労働の対価、基準法十一条にいう賃金ということに包括されるものと私は理解しているわけでございますが、それと平仄の合った形で、公務員給与体系におきましても、俸給だけでなくて、通勤手当、その他の諸手当につきましても、扶養手当につきましても、やはり仕事というものがなければ、労働がなければやはり支給されないという意味合いにおいて、労働の対価――広い意味でのすべてそれらを包括して労働の対価というふうに理解すべきものと考えております。

○山崎昇君　どうも私は理解できませんが、こればかりやっていたら時間がありませんから進みたいと思うのですが、幾らいまあなたが言っても、私どもが指摘するように、それならなぜ給与表上で指定職俸給表とその他の俸給表とああいう区分になるのですか。なぜ片一方には全部組み込まれて、それがすべて――あとでも触れますが、すべて退職金の基礎にもなる、年金の基礎にもなる。片一方一般職の場合には本俸だけが基礎になる。ものによっては扶養手当が入る、だから労働の対価だと、あなたは全部だと言いながらも、区別をされておるじゃないですか。だから私はまず冒頭に、あなた方が考えておる大半の職員はとにかく本俸その他で区別されているわけですから、ですからほんとうの労働の対価というのは本俸なら本俸なんだと、その他はいろいろと歴史的な経過もあり、生活も苦しいから、したがってそれを補完する意味で支給しているならいるというふうに言ってくれなければ、公務員給与法で差別がなされておると言ったら、あんまりいいことばでありませんが、体系が違っておるんじゃないですか。そういう意味でいま聞いているわけですが、これはどうもあまりやってもわかりませんから、あとで具体的に私は聞きます。

そこで次に進むのですが、一般的にいまの公務員の給与というのは職務給だと、こういわれるのですね。ところが、私はどう考えてみても、職務給というには少し無理があるのではないだろうか、こう思うのです。具体的にこれも聞きますが、たとえて言うと、八等級の二号俸でありますね。高校卒の初任給は、これは完全に生計費が土台ですね。生計費を土台にしてあなた方初任給をきめているわけです。ところが、この初任給八等級の一万七千三百円ですか、これが等級に割られると職務給だとあなた方は言うわけなんだけれども、私にはどうしてもこれがわからない。なぜ出発は生活給で生計費であるのに、等級に割ったらあなた方の言う職務給になるのか、この辺がまずわかりませんから、それが一つと、それから私は、総体的にいえば職務給とは言えないのではないだろうか、こう思うわけですが、それについての見解を伺いたい。

○政府委員（佐藤達夫君）　おっしゃるとおりに、職務給か生活給かという質問に対して、そのいずれであるという割り切ったお答えのできる体系にはまだなっておらぬと申し上げてよろしいと思う。ただ、指定職の職員の先ほどお話しのございましたあたりになってまいりますと、職務給的な性格が非常に濃厚に出ているということは言えますけれども、そうはなっていない。しかし、給与のたてまえについての、国家公務員法の指導理念は、官職の職務と責任に応じてなす、給与についてのあり方の基準をきめておりますから、公務員法なり給与法のねらっておる最終目標は、やはりある意味での、そういう意味での職務給だろうということは、これは否定できないと思います。しかし、今日の給与水準を大きく見まして、今日の情勢のもとにおいて、一体職務給に徹することができるかどうかということが、現実の問題でありまして、やはり大部分の方々の俸給についてこれを見ますと、やはり、いまおことばにありましたように、生活給的な要素をよほど加味しないと、これは穏当な給与制度とは言えないんじゃないかということにつながってまいりまして、結局、いまのお尋ねに出ますように、職務給には徹し切れないでおる、生活給的な要素がだいぶん入っておるというお答えが一番穏当なところではないかと思います。

そこで、先ほどの第一の御質問がわかってきたわけですけれども、要するに、生活給的な扱いをしているという一つの例として、たとえばいまの通勤手当だとか扶養手当だとか、これはもう官職の条件にかかわらず、固定額でやっておるわけですね。その一部分は本俸に入っているんだ、これは申せます。すなわち、去年配偶者手当を千円にしましたが、一体千円で養えるかというような御批判があるわけです。それは千円だけで養ってくださいと申し上げるわけではない。本俸の中にもそれは入っているんですよという御説明を申し上げてきましたし、通勤手当についてもそうです。全額は支給されておらない。支給せよという御要望もありますけれども、支給されておらない。ある程度本俸でまかなっていただく。プラスアルファそういったもの、しかも固定額でついているというならば、生活給的な非常に色彩の濃厚なものがそこへかぶさって現状が組み立てられている。第一のお尋ねがそれではっきりわかりました。

○山崎昇君　そこで、人事院の出しております解説書等を私ども概括すると、大体いま総裁が言われたようなことになると思うんですね。たとえて言えば、三等級、本省の課長級以上の場合にはある程度職務給と言えるかもしれない。しかしそれ以下については生活給的な論理の支配がやはり大半だと、こう言う。そうすると、いまの公務員給与を総括して言うと、高校卒が大半なわけですね。課長級以上というのはごく少ないわけです。そういう意味で言うと、いまの公務員の給与というのは、これは生活給と職務給の混合形態なるものであって、職務給では割り切れない、また割り切るものでもない、こういうふうに私は理解をしておきたいと思うのですが、いいですか。

○政府委員（佐藤達夫君）　そのとおりに考えております。

○山崎昇君　重ねてお伺いしますが、そうすると、行政(二)表なんかは、これはまるまる職務給なんぞというものではないんじゃないかとぼくは思うのですけれども、これはもう全く生活給だとぼくら見ていいのではないかと思うのですが、どうですか。

○政府委員（佐藤達夫君）　たてまえは職務給のたてまえに立ちながら、先ほど申しましたような現実の要請は無視できませんから、生活給的な要素が相当に大きく入り込んでおるということではあるまいかと思います。

○山崎昇君　それでは次にお聞きしたいと思うのですが、給与法をずっと見ると、それぞれの項目のところでは一応の定義なり、あるいは内容なり書いてあるのですが、これからお尋ねする点については何も書いていないわけです。そこで、これもわかっているようでなかなかわからないからお尋ねするのですが、扶養手当というのは、これは一体どういう意味合いを持って、どういう存在価値があるのか、まずお聞きをしておきたい。

○政府委員（尾崎朝夷君）　公務員給与の場合には、国家公務員法にございますように、やはり一応たてまえといたしましては、職務と責任に応じてやるというたてまえに立っておるわけであります。で、そこにそれだけで押していくというわけにはなかなかまいらないという点もございまして、現実に生活給的な面が考慮されておるということは、いま御議論になったところでございます。扶養手当の関係におきましても、やはり職務給で押していくと、扶養家族を持っておる方も持たない方も同様に職務給で押していくというわけにはなかなかまいらぬ。そこにやはり若干の生活給的な面をさらに加味していくというような必要

があるわけでございまして、民間の事業所等におきましては、扶養家族手当等の名前におきまして手当が出されておるわけであります。そういう関係を調査をし、均衡をとりまして、公務員にも民間になされておると同様なものを支給するということで現存扶養手当をつくっており、これを運営いたしておるわけでございまして、その定義につきましては、先ほど申し上げましたように、給与法はそれぞれのいわば支給規則、支給準則を定めたものでございまして、それぞれの手当、その他について定義を一々規定しているものではございません。で、趣旨はそういうものであるというふうに理解しているわけでございます。

○山崎昇君　どうもお答えがおかしいと思うのですよ。私が聞いているのは、一般職の給与法を見ても、たとえば調整額とはなぜ支給するのかということも書いてある。特別調整額とはなぜ支給するのかということも書いてある。ところが、扶養手当については何もない。ただ、いきなり次の云々については支給しますと、こうなっているから、だから扶養手当とは何ですかと、いま、あなたの説明を聞いていると、民間が云々、そんなことはわかっておる。そうでなくて、扶養手当という存在は何かというと、本俸だけでは生活ができないからこれを出します、こういうのですね。そういうふうに理解していいですか、どうですか。

○政府委員(尾崎朝夷君)　そもそもでございますけれども、賃金、給与というのは、労働に対する対価という意味合いにおきまして、やはりたてまえとしては国家公務員法にございますように、仕事と職務と責任ということが一つの大きな中心になるということは言うまでもないところであると思います。で、国家公務員法におきましても、そういう筋が規定されておるわけでございまして、やはりそういう筋でいくわけでございますけれども、給与体系の中身においてそれだけでやはり押していくというわけにはなかなかまいらないという点で、いわば補助的な、補完的な手当がやはり均衡上、扶養家族を持っておる者と持っていない者とについて、その均衡という点について手当が支給されることがあるわけでございまして、民間でそういう関係が支給されておるという点をこちらのほうにも均衡上取り入れたということでございます。

○山崎昇君　扶養手当は、いまあなたの説明とは違うのですよ。できた経過というのは、これは昭和十五年の十月にこの制度が発足しているのですね。当時戦争が激しくなって、本俸だけではめしが食えないから、したがって当時の判任官以下について家族手当というものがついたのが今日まで流れているわけです。ですから、いまのあなたの説明のようなことではおかしい。民間になかったんです。一番最初は公務員についたんです、これは。昭和十五年以来あなた方ただずらっとつけているだけであって、いまの説明では何にも給与の説明にならぬじゃないですか。むしろ民間のほうが公務員にならって扶養手当というものをつけた、歴史的にいえば。ですから、私は給与法を見ても、扶養手当の存在意義というのは何も書かれておらないし、いまの説明でも何にもわからない。もしもほんとうにあなた方が労働の対価としての給与体系というのを考えるならば、なぜ指定職俸給表のようなものを全部につくらないんですか。上級職員だけは扶養手当も通勤手当も全部入れて本俸化しておる。これなら私はまだ労働に対する報酬ということはわかる。しかし、一般の下級職員についてはそうではない。いろいろなものをちょびちょびつけて、包括してあなた方は給与だと、こう言う。だから私は違うんじゃないですかと言うんですね。もう一べん扶養手当というのは何ですか、ほんとうに一体これは何のために存在して、そしてあなた方はこれをどうされるというんですか、もう一べん聞いておきたい。

○政府委員(尾崎朝夷君)　同じことを申し上げてたいへん恐縮でございますが、要するに扶養手当という手当でございますが、これは俸給に対するまあ調整的な調整給であるというふうに承知をしておるわけでございます。そういう調整のしかたというものはどういうものであるかということは、先ほどから御説明申し上げているわけでございますけれども、やはり職務給としてだけでいくというのでは、やはり扶養家族を持っている者と持っていない者とでは、その間にやはり均衡上問題があるということで、その間の調整をはかろうということでございまして、そのときどきにおけるその調整のあり方というのは、そのときどきにおいてやはりいろいろな情勢において違ってくるというところがあるわけでございますので、私どもとしましては、民間におけるこの関係を調査いたしまして、公務員にもほぼ同様な形で支給をしていくということを考えているわけでございます。

○山崎昇君　答弁がかみ合わないんです、質問に対して。先ほど私のほうから指摘したように、この扶養手当というのは、戦争遂行のために、とりわけ下級公務員の生活が苦しいから、判任官以下について一人当時三円、何人いても五円以上上げなかった。それが途中から奏任官にもついてきたという歴史的な経過がある。民間に先についたんではないんです、これは。そうして当時は本俸というのはいまのように変わらなかった、あんまり。だから本俸が上がらないのに生活が苦しくなるから諸手当でと、こういう方法を講じてきたわけです。あなたのいう調整――ところがいまみたいに人事院が毎年のように勧告をする、本俸が変わってくるにかかわらず、この扶養手当制度というのは残っておる。そうしてそれについては何にもあなた方は検討されておらないじゃないですか。そうして先ほどから指摘するように、一般公務員の場合にはこういうものが残っておるけれども、上級職公務員にはないんです。こういうものは本俸の中にあなた方は入れちゃっているんじゃないですか。指定職俸給表でそういうことをあなた方やっているから、この扶養手当の存在は何ですかと聞いているんです。もう一べん答えてください。

○政府委員(尾崎朝夷君)　治革的な話はあまり承知しておりませんので恐縮でございますけれども、やはり扶養家族を持っているものに対して給与上どのように調整を加えたらよろしいかという点につきましては、広い意味で仕事に対する給与というたてまえの上において、そういういわば生活給的な面で調整するのがどの程度適当であるかというのがやはり問題の焦点だと思います。そういう関係は、やはり生活全体の国民生活水準の高低によってそのあり方が非常に違ってくるということになるのは当然でございまして、戦前のような水準とそれから最近のように全体の生活水準が相当上がってきているという状態の場合のそういうものへの調整給的のウエートの置き方というものの重点が違ってくるのは当然だというふうに思うわけでございます。現在における重点、ウエートのあり方というものは、やはり民間における状況を考慮いたしまして、先般妻に対して千円ということに引き上げたわけでございますけれども、その程度のウエートというのは現在の民間におけるウエートだというふうに考えているわけでございます。

○山崎昇君　どうも答弁がかみ合わないから、またあとで具体的な問題のときにあわせてお伺いしまして、次にちょっと移っていきたいと思うのです。

次に、昇給についても、別段定義がないのですね。そこで、特別昇給もありますが、一般的に通常の場合、毎年上げるのが定期昇給、こういうわけなんですが、その定期昇給の意義についてもお聞かせを願っておきたいと思います。

○政府委員(尾崎朝夷君)　現在の給与法は、たびたび申し上げておりますけれども、一つのやはり支給規則でございますので、一つ一つについてどういう定義であるかということについていわば解説的なきめ方はしてないわけでございます。先ほどおあげになりました特別調整額につきましても、管理監督の地位にある職員で何々ということで、どういう職員に支給するかという支給の基準

はきめておりますけれども、定義は定めてないというのが全般的な立て方になっているわけでございます。ただいまのいわゆる定期昇給制度につきましては、国家公務員法の六十四条に、俸給表は等級ごとに明確な俸給額の幅を定めていなければならないということも書いてございますし、さらに六十五条には、その昇給の基準ということで、勤続期間、勤務能率その他勤務に関する諸要件を考慮してその昇給基準が定められるということが規定されているわけでございます。そういうことで、現在の給与法ではいわゆる普通昇給その他特別昇給というあり方が規定されておるわけでございますけれども、いわゆる普通昇給の場合には、勤務成績が良好――十二月を下らない期間を良好な成績で勤務した場合には一号上位に昇給させることということになっておりまして、その良好という概念は――いわゆる普通昇給と言われておることでございますけれども、特別な過失がなく良好に勤務したという場合には、通常の場合には一号昇給させられるという形にいまなっているわけでございます。

○山崎昇君　法律の条文は私も承知をしているのですよ。定期昇給というのはなぜやるのかという理由についてあなたにお聞きしたわけですから、それはあなたの言われたように、勤務成績がいいから昇給をさせるのだ、こういうことになりますか。

○政府委員（尾崎朝夷君）　国公法の六十五条には、昇給の基準は勤続期間、勤務能率その他勤務に関する諸要件を考えて定めなさいということが書いてございます。それに基づきまして、十二月以上勤務した場合、そして勤務能率が良好な場合ということを規定しているわけでございますけれども、それはどういう理由で昇給させるのかというお尋ねでございますけれども、結局これは職員が経験を重ねますにつれまして仕事、職務遂行能力といいますか、習熟が増しまして遂行能力が増大するということにやはり基本が置かれているものというふうに考えているわけでございますが、あわせまして、そういう良好な成績で勤務した者にやった場合の励みとか、あるいは職員の生活規模の増大とか、そういう点についてもあわせて考慮された意味があるというふうに考えているものでございます。

○山崎昇君　そうすると、もう一ぺん確認しておきますが、昭和二十六年の三月に人事院と自治庁の共同で出した「人事行政提要」というものがあるわけですが、これを見ると、定期昇給の定義が一応なされているわけですね。その内容というのは、職員の勤務実績と職務に対する経験に対してあげます、あわせて職員が長年同職位に勤務する場合一方において生ずる職員の家族や生活条件の変化に基づく生計費の増加に対応する措置として昇給をさせます、こういうふうに当時解説書を出しているわけです。いまもこれは変わりありませんな。そうすると、昇給の持つ意味というものは二つある。一つは経験に対しての評価、もう一つは生計費を維持するためには昇給させなければ生活ができないんだ、こういう意味を持っている。私の言いたいのは、そこでいま具体的に関連してお聞きするんですが、もしも生計費を維持するということにもかなりな重点があるとすれば、これは定期昇給の査定であるとかあるいは勤務しなかったことだけで定期昇給を押えるということは不当なことになってきやせぬか、こう考えるんですが、見解を聞いておきたいんです。

○政府委員（尾崎朝夷君）　いま御答弁申し上げたとおりでございまして、やはり基本は一定期間勤務いたしましたことによって職務の習熟があり職務遂行能力が増大をしていくということに対して昇給がなされるというふうに考えることが適当だというふうに思います。あわせまして職員に対する励みとかあるいは職員の生活規模が増大していくということに対する配慮ということも中に考えられているものというふうに思うわけでございます。

○山崎昇君　ところが、同じ人事院の方が書いているこの解説書を見ると、いわば管理職的な上級職については、あなたの言うような経験であるとか、あるいは勤務実績だとか、職務だとか、そういうものにかなり重点を置いておるけれども、下級公務員等については、これは生計費の理論が大半を占めておって、そういうことだけで定期昇給をやるのではありませんという意味のことが出されているんですね。だから私は、同じ定期昇給を考えても、上級職職員に対して考える場合と下級職員に対して考える場合とではやはりかなり違うのではないか。下級職員の場合には生計費ということが中心になって定期昇給というものを考えるべきではないのか。上級職の場合には、給与体系もかなり違うようでありますから、それはある程度職務云々ということもこれはあってもいいと思うのだが、そういうことをあなたのほうで出している本で書いてある、それについてはどうですか。

○政府委員（尾崎朝夷君）　基本はやはり、仕事の習熟ということに見合う職務給のたてまえでございますから、習熟に見合うということが基本になるべきことは申すまでもないと思うのでございますが、さらに生計費的な配慮も含まれておるということは、これは否定できないと思うのでございます。で、その要素のウエイトといいますか、そういう点につきまして、やはりそこは非常に、上級職員の場合は、定期昇給というよりは、俸給額の指定がえとか、そういう関係の概念にむしろ入るわけでございまして、生活給的な要因がかなり薄れていき、職務給的な要因が非常に強くなっていくということになりますれば、御指摘のことも言えるのではなかろうか。さらに、家族の規模が、三十五、六歳までに大体家族規模の増大がとまるということでございますれば、それから先の話としましてもそれほどウエイトとしては大きくなくなる、厳密に言えばそういうようなことも言えると思いますけれども、基本はやはり仕事の習熟ということになろうかというふうに考えておるわけでございます。

○山崎昇君　私がなぜこの点をしつこく聞くかというと、戦前のあれほど身分制の強いときでも、あれは判任官以下ですからいまでいえば大体五等級以下ですね、ここの昇給額には差がないんです。そして、一年間にいまは一回ですが、二回昇給させておる。こういうように、ずっと公務員給与の経過を見ると、終戦時まではそういうことをやられておった。ところが、いまの給与体系を見ると、八等級のしょっぱなから昇給額が違う、年限は大体一年でありますけれども違っておる、いまはこういう体系になっておるんです。で、この定期昇給というものの定義をきちっとしないと、私はいつまでたっても下級職員はひどい状況に置かれるのではないか。だから熊本県や神奈川県にあったような生活保護の適用を受けなければならないような事態まで発生してくるのではないか。たとえ少なくとも、現職公務員がそういうことになるということは私ども許すことができない。そういう意味で、あなたにしつこくこの定義ということを聞いているわけです。ですから、五等級と何も限るわけではありませんけれども、あなた方が昭和二十六年に出した「人事行政提要」やら最近出ておるあなた方の解説書を見ても、下級職員の給与は生活給と考えるべきだと、こうなれば、当然定期昇給についても多少のことで定期昇給のストップとかどうとかということをやるのは少しおかしいではないかという気がしておりますから、この点を聞いているわけです。そういう意味で、いまも指摘しましたように、戦前の給与はある程度まで下級職員に厚い措置をとっておる、判任官以下については。ところが、戦後の給与体系は、あとで具体的に言いますけれども、上級職員についてはきわめて優遇しておって、下級職員についてはきわめて過酷な条件になっておる。そういう意味で、あなた方の定期昇給に対する考え方を変えてもらいたいと、こう思うんですが、きょうは質問ですから、もう一ぺんそれについてのお答えを願っておきたいと思います。

○政府委員（尾崎朝夷君）　戦前との比較につきましては、いま御指摘の昇給等の関係だけでなくて、上級、下級の関係で申しますと、戦前の場合には上級と下級の給与の幅というのは非常に広いものでございまして、その点でいえば現在の格差というのは非常に縮まっておるということが言えるわけでございます。なお、最近のように初任給が非常に上がってまいりますと、この昇給制度のあり方も非常に変わってくる。そういう点が、やっぱりそのときどきの事情によりまして昇給制度のあり方というものも変わってくることになるわけでございまして、そういう意味で、昇給関係といたしましてはやっぱり現在のあり方として解釈していく必要があるのではないかというふうに思っているわけでございます。

○理事（八田一朗君）　速記をとめて。

［速記中止］

○理事（八田一朗君）　速記を起こして。

○伊藤顕道君　先ほど、公社、現業に対して完全実施しておる日本の政府が、一般職に対して完全実施しないとはけしからぬ、どういうわけだということに対して、長官から公社、現業については独立採算制の企業であり云々という御答弁があったわけです。そこで、このことについてさらにお伺いいたしますが、なるほど独立採算制の企業でありますけれども――給与財源とかあるいは給与決定の方法も一般公務員と異なっておると、こういうこともあわせて説明があったわけです。しかしながら、国営企業の職員給与の特例法、この中で若干規定上の違いはあることは認めますけれども、給与の根本原則は一般職と何ら変わるところはないわけです。公社、現業の給与と一般公務員の給与との間に差をつけてもよいということは、法律上からいっても出てこないわけです。どこからも出てこないわけです。そういうことで、先ほど御答弁のあった、独立採算制の企業であるから、あるいはまた給与決定方法も一般公務員と違うということだけをもって両者の間に差があるのは当然だということは当たらないと思う。法律上何ら区別をつくべき筋合いのものではないわけです。いま申し上げたように、給与の根本原則は何ら変わっているところはないわけです。この点を重ねてお伺いしたいと思います。

○国務大臣（田中龍夫君）　先ほど申し上げましたように、この独立採算制の三公五現の企業体におきましては、御承知のとおりに、非常に経理上のやりくり等をいたしまして実施をいたしてまいった。それとともに、一般職員の給与に対しましても、政府といたしましては財源の捻出につきまして人事院勧告を尊重してぜひともやらなければならぬという点で、第一点は一ヵ月本年は繰り上げたという、その誠意のほどをごらんいただきたいというのが一つと、それからもう一つは、今後の人事院の勧告を円滑に実施いたしまするために、予算の編成とそれから勧告の時期と方法というものを調整して、何とか人事院の勧告を尊重し、これを実施できるようにいたしたいという努力を払いつつある次第でございます。

○伊藤顕道君　完全実施に向かって努力しつつある、そのことはたいへんけっこうなんですがね。これは、現給与担当大臣の総務長官の言うことだけではなくして、過去十年間も同じことを繰り返し繰り返し言ってきて、何ら誠意を示さなかったわけです。ということは、先ほど申し上げたように、断じて財源ではなくして、給与政策が一般職公務員については完全実施しようという方針を出さぬからだ、そこに問題はあるわけです。財源でないことは、繰り返し申し上げたように。そこで、公社、現業についても、当初予算に一応の総額が計上されておるわけです、当初予算上総額が計上されておるわけです。だがしかし、年度途中においていわゆる公労委の裁定があることをはっきり予想しておるわけですね。予想しておって、裁定が出た場合は、そのための必要経費が初めの総額をこえてもよいということを規定しておるわけです。裁定の完全実施のための規定が特例法第五条に明確に出ておるわけですね。これによって、最初、当初予算に組んだ総額をこえて支給してもよいという。これはどこから出たかと申しますと、先ほど申し上げたように、いわゆる給与政策を三十二年に打ち立てて、結局、公社、現業については政策を転換したわけです。給与政策の一大転換をやって、公社、現業といえども、それまでは一般職と同じように、毎年、団交団交で同じことを繰り返して、なかなか実現しなかった。三十二年に政府が思い切って公社、現業の意図をいれて給与政策を転換したわけです。その転換した際に、当初予算をこえて支給してもよいという特例法を設け、その第五条でこのことを明確に規定しておる。したがって、仲裁裁定が出れば、その分はもう何ら問題なく、唯々として、しかも一般職と違って、五月でなく四月一日にさかのぼって完全実施されてきつつあるわけです。三十二年以来ここ十年間繰り返されてきたわけです。その間、一般職については何らこのことが顧みられないで、毎年同じことを繰り返して財源財源で今日までごまかしが続いてきたわけです。こういう事態もあるので、結局繰り返し申し上げるように、公社、現業の職員に対する裁定が完全実施できるということは、財源問題ではないことは明確なんです。また給与決定方式が一般職と異なるからでもないわけです。要約すれば、政府の給与政策そのものによることは明確だと思う。このことは政府といえども理解し得ると思う。この点どうですか、どういうふうにお考えになっておるのか。

○国務大臣（田中龍夫君）　私はさようには考えておりませんので、政府といたしましては、あらゆる努力を尽くしまして何とか公務員の給与の人事院勧告どおりのことをいたしたいと思いながらも、財政上の困難、特に中間の補正予算の財源難、そういうふうなことで今日まで参っておる、かように信じております。

○伊藤顕道君　公社、現業は団交権があるから、どんどん団交権である程度の要求をいれられる、しかし、一般職については団交権もスト権ももぎ取られて、何ら労働基本権というものはないわけですね。しかし、その代償として政府は考えて人事院制度を設けておる、したがって、この人事院の勧告というのは、公務員に対する唯一の給与に対する救済手段であるということが断定できると思う。これは長官といえども理解できると思う。そうでしょう。そのために人事院が設けてある。したがって人事院の勧告はこれはもう絶対的なもので、公務員にとっては、これ以外にもう事給与に関する限り一般職については救済手段が何にもないわけです。そのために団交もできないし、手も足ももがれておる。だから、それ以上のことを要求するならまた無理かもしれませんが、ただ完全実施してほしい、完全実施すべきだということを要求し続けてきた。なかなか政府は頑迷で言うことを聞かぬから、時に統一ストなどやろうとすれば、官房長官命で警告を出す、参加した者は厳罰をもってこれに臨む、公務員に対しては順法精神を得々として強調しておきながら、憲法の精神に違反するおそれのあるいわゆる人事院勧告については完全実施しようとしない、こういう政府には公務員に対して警告を発したり、あるいは処罰するなどという資格はどこからも出てこないと思う。しかしながら、そういう不法があえて年々行なわれてきておる。ここに大きな問題がある。しかも、こういうふかしぎなことが毎年繰り返し繰り返し行なわれてきておるわけです、三十五年以来繰り返しこのことが行なわれてきておる。まことに不可解千万なんです。

こういうことについて、もうすでにこれは一般世論も、人事院勧告については、団交権、争議権を奪い取った公務員に対しては、これはもう当然完全実施すべきだ。特に実施時期について完全実施すべきだ。ここに参考までに申し上げますが、これは長官といえどもお読みになったと思いますが、八月の十六日、これは大きな各新聞みな論調を重ねて、同じような趣旨のことを言っておりますが、これは朝日新聞の社説の一節ですが、「人事院勧告は完全実施を」という見出しでこの点を強調しておる。長いですから、その一節だけを読みますと、「問題はやはり、人事院勧告が公務員の給

与を改定するための唯一つの方法であり、給与を決めるための団体交渉権を公務員には認めていない現状からすれば、人事院勧告は内容通り実施されなければならないということだ。とくに人事院が例年切望している五月の実施時期にしても、政府は財源難を理由に九月実施をくりかえしているが、これは筋の通らない話である。同じ実施するなら、少々のところを値切ったりなどせずに完全実施した方が、公務員の勤労意欲を高め、労使関係を改善する上に効果があろうというものである。この点は、国会と政府につよく要望しておきたい。」云々と、これはほんの一節でありますけれども、いまやあげて各新聞、そして世論は、完全実施すべきことを強く強調しておるわけです。こういう中にあって、しかも毎回当委員会においては、これは衆議院も同様でありますが、衆参の内閣委員会では、法案に対する、いわゆる完全実施すべきである旨の附帯決議がなされておる。特に本年の場合、当内閣委員会においても、十月二十日の委員会で、いままでになかった勧告に対して院の決議を上げておるわけです。これは上げたのは内閣委員会でありますけれども、このことは議運で確認され、議長の手から政府に申し入れされておるわけです。まさに衆参の国会の意思といわなければならぬわけです。こういうふうに、世論も、そして報道機関も、国会も、あげて完全実施すべきであるということを強調しておるわけです。しかも、この附帯決議にしろ、勧告に対する決議にしろ、いわゆる超党派で満場一致で決議がなされておる。ひとり政府のみが頑迷にこれを退けて、ただ今年の場合は一ヵ月繰り上げたということだけで、依然として五月までにはまだ三カ月のズレがあるわけです。そこでひとつ、こういう時点、公社、現業に比べてずいぶんおくれておるけれども、やろうとするときにおそいときはないということもありますから、いまからでも決しておそくないと思う。閣議は何も最終決定はできないわけです。給与法に対する最終決定は国会がきめるわけです。

〔理事八田一朗君退席、委員長着席〕

十月二十日の閣議で一応の政府の考え方は出たと思う。しかし、これは最終決定ではない。閣議は最終決定では毛頭ないわけです。政府の一応の方針です。したがって、この法案が出た以上は、法案を最終的に決定するのは、衆参の国会で決定するわけです。便宜上、内閣委員会で討議しているわけです。という経緯から見ても、もうこの時点で完全実施に踏み切ってしかるべきだと思う。どこをどう考えても、このままでいいという論理は成り立たないわけです。この点は一体どうなのか。ただ努力する、検討する、こういうことは三十五年以来毎回繰り返されてきたわけです。これは三十五年から人事院がたまたまわれわれの要求を入れて勧告の時期を明確にしたが、三十五年以前は、三十四年まではできるだけ早く、できるだけすみやかに実施できるようという意味の勧告がなされた。三十五年から初めて実施の時期を明確にしてやってきたわけです。その実施の時期といえどもわれわれは問題が大いにあるわけです。四月一日でなければならない。民間との給与格差を調査研究したら、人事院自体が四月現在で民間とかくかくの格差があったということを発表しておるわけですから、当然五月一日ではおそ過ぎるわけです。四月一日にさかのぼってしかるべきだが、これは人事院との問題ですからしばらくこの問題はおくとして、五月一日に一応考えても、もうこの時点で完全に実施に踏み切るべきではなかろうか。公務員の立場は一体どう考えたらいいのか。これでは公務員になり手がないわけです。公社、現業ではどんどん団交をすればいい、汽車及び電車をとめることもできる。一般職の場合はそれが禁止されておるから、政府に反省を求める意味で、つつましやかなやむにやまれぬいわゆる時間内のストをする。そうすると警告が出る。参加すれば厳罰だ。これでは一般職公務員は一体どうしたらいいのか、処置がない。しかも使用者である政府はこの労使関係を改善する最大の責任がある。こういうことが続けば、いわゆる一般職の勤労意欲もはなはだ上がらない。非常に勤労意欲の低下する中で、いわゆる国政の効率化なんていうことは望むべくもないわけです。国政の効率化が望めないとすると国としても一大損失を招くという事態にまで発展するわけだ。そういうことが目に見えないから、十年間も繰り返されてきたわけです。

一体、もうこの点で完全実施に踏み切れないか。いつこれを完全実施する時期がくるかとうてい予測できない。これは財源問題。そして当初予算に組んで、足らざるを補正で補うのか、予備費でまかなうのか、これは大蔵大臣に追及する問題でありますから、これは明日の課題として残しておきますが、給与担当大臣に長官は就任されたわけですから責任まことに重いわけです。こういうことはいま現職にある総務長官に申し上げるだけではなくして、歴代の給与担当大臣に実は言いたい点なんです。十年間もこういうことを無為に繰り返されてきたわけですから、もうこの辺で、検討とか、さらに研究するとか、そういう時点じゃないと思うのですね、財源がないのだから。問題は給与政策である。一般職に対する給与政策を明確にすることによって、いわゆる政策転換によるわけだ。公社、現業は最初からできたのじゃない。長い間団交が繰り返されて、ついに政府が折れて、それではいわゆる完全実施をしようというそういう給与政策の転換をしたが、そして給与特例法などで、仲裁裁定があった場合は当初の予算総額をこえてもよろしいという、そういうところまで完備しておるから、仲裁裁定があれば問題なく公社、現業の場合は完全実施されておるわけだ。同じ公務員でしょう。同じ公務員でありながら、こういうふうな差があるということはどうにも考えられない。しかも公社、現業に完全実施しておるのは日本の政府、また一方で一般職に対して完全実施をごまかしておるのも日本の政府、おかしいじゃないですか。もうこの辺で完全実施をしてしかるべきだと思うのですが、もう検討の余地はないと思う、何も考えることはない。政策さえ変えればよい。一般職に対しても完全実施しようという方針をまず打ち出せばいいわけです。

ことしはこれで、あすかあさって給与法が通るのです。通らないかもしれませんよ。それはわからない、まだやってみなければ。通るか通らないかわかりませんけれども、かりに通ったとすれば、もう給与関係閣僚の懇談会なんというのは一回も持たれないで、来年また人事院勧告が出るころになってそろそろ給与関係閣僚懇談会が持たれる、また白紙に戻ってまた同じことを繰り返し繰り返しやっていく、これは根気よく十年間やってきたわれわれ国会にも責任がある、政府をして、完全実施せしむる責任があるから、こうやって繰り返し同じことを追及しているわけです。人事院勧告は政府並びに国会に対して勧告をしているわけですから、この一般職に対して完全実施されないということは政府の怠慢にもあるし、また誠意のない点にもあるし、いわゆる国会の審議も不十分だということにもなる。われわれ非常にその責任を痛感しておるわけです。先ほど読みあげた朝日新聞も、国会と政府に対して強く要望するということで結んでおるわけです。全くそのとおりだと思う。われわれに責任があるわけです。責任があればこそこうやって強くこの問題を追及しておるわけです。ひとつわれわれが納得するに足る御答弁を最後にいただきたい。納得し得る答弁がいただければ、まだ問題がございますけれども、この辺で打ち切っておきたいと思います。納得できなければ納得できるまでさらに追及したいと思います。ひとつそういう意図で明快な決意のほどをお示しいただきたいと思います。

○国務大臣（田中龍夫君）　さような次第でございまして、私どもは何とか人事院の公平機能というものを十分に出していただけるように、ただいま財政の編成技術上の問題と人事院の公平の機能との両者の調整をいたすべく、予算の編成等々の問題についていろいろ研究をいたしておる次第でございます。よろしくひとつ御協力をいただきます。

○伊藤顕道君　来年のことについては大蔵省にもあした追及の問題はありますが、一応この前の当委員会で、私の質問に対して大蔵省としての見解は当初予算に組むことについては十分検討すべきであるし、また検討したい、そういう意味の答弁があったわけです。ということは、来年こそ完全実施に踏み切ろうという意図であろうと思います。これはあしたさらに追及してみなければわかりません。それはそれとして、私がいま要求しているのは、来年は当然完全実施するであろうけれども、ことしのことを言っているわけです。しかも閣議が十月二十日に一応の線を出しましたけれども、これは最終決定じゃないですから。まだ法案の出る前ですし、勧告に対しての政府の一応の方針を出したわけです。給与法に対する最終決定は国会にあるわけですから、国会が満場一致で完全実施しなさいと言っているんですから、これは国会の附帯決議なり、国会の意思を軽視するということは、これは許せないことだと思うのです。政府といえども国会軽視、いわゆる行政の府が立法の府を軽視するということは、そのそしりは免れぬ、そういうことになると、たとい十月二十日閣議決定で一応の線を出しても、それはあくまでも一応の線であって、最終決定じゃない、法案に対する決定権は国会にあるわけです。便宜上、内閣委員会が審議しているわけですから、内閣委員会として完全実施すべきだという結論が出ればそれに従わなければならぬわけです。そういう筋道を立ててお伺いしておるわけです。私の言うことが間違いがありましょうか、どこか。どっか間違いがあれば御指摘いただきたい、不合理な点があれば御指摘いただきたい、われわれも反省しなければならぬ。しかし、われわれは確信を持って合法的な立場からお伺いしているわけです。この点についていま一度ひとつ明快にお答えいただきたいと思います。

○国務大臣（田中龍夫君）　一般職公務員に対しまする給与の問題で人事院の勧告をできるだけ尊重し、またこれを実現いたしたいという気持ちには何ら変わりはございません。政策の問題でなく、これはほんとうに財政上の問題からかようになっておる次第でございまして、ただいま政府といたしまして御提案いたしておりまする法案につきまして、どうぞ慎重御審議、御協力のほどをお願いいたします。

○伊藤顕道君　いまの御答弁とうてい満足するに足るものではありませんが、まだあしたもあるし、あさっても審議の日がありますから、明日と明後日を通してさらに質問を続ける予定にいたしておりますから、したがって、そういう意味で審議が終われば通るでありましょうし、審議未了の場合もあり得るわけで、この点については、さらにひとつ給与担当大臣として、残された時間ひとつ一そう努力いただきたいと思います。

○山崎昇君　さっき質問が中断をされたわけですが、引き続いてもう二、三点、基本的なことをお伺いしてから、あとで具体的に聞きたいと思います。

まず、人事院総裁にお聞きをしますが、期末手当というのも、これも性格や定義が全然載っておらないんですが、どういう性格のものなのか、まずお聞きをしておきたい。

○政府委員（佐藤達夫君）　一口に申し上げることは非常にむずかしいと思いますけれども、要するに、各月ごとの俸給の中に入れてなかった部分を一まとめにして、それを一年の中で三回あるいは二回というような時期にまとめて渡すということにまあ尽きると思います。ただ期末と勤勉となぜ二つに分けたかという問題がそこにからまってくると思いますが、私どもがすなおに考えれば、これは単純なる技術上の問題ではあるまいか。おそらく民間では一括していわゆる賞与という形でお出しになっておるのではないかと思いますけれども、そういう形でもむろん考えられるわけであります。ただ、その中身の問題が、いまの期末的な部分と勤勉的な部分というものが二色に分かれているわけです。これをかりに一括いたしましても、やっぱりその二つの性格はからみ合わせてやることが正しいのではないか。まあ一本にするか、二本にするかは技術の問題だと思います。

○山崎昇君　いま総裁から、期末手当の性格については毎月支払う賃金の不払いのものだ、こういう説明ですね。そうすると、一体いまの給与法による賃金というものはどういうことになりますか。これはやっぱり私は原則に戻ってくるわけです。そうすると、あなた方がどれほど言おうとも、いまの給与というのは正確には労働の報酬としては払われてない、正しくない、もっと簡単に言えば、正しくない賃金を払うから毎月の未払い分を期末にまとめて期末手当として払うんだと、こう言われるのだと思うのですが、それでいいのですか。

○政府委員（佐藤達夫君）　不払いとか、未払いといいますと非常にとげとげしい表現になりまして、私はそういう表現を使った覚えはございません。要するに、形を変えて申し上げますれば、大きな一つの給与というもののかたまりがあって、その一部分は毎月毎月払う、その他の部分は一年に何回かに分けて払う、それだけのことじゃないですか。

○山崎昇君　そうすると、あなた方がつくった給与法の定義からいけばどうなりますか。給与というのは責任の度合いと官職の重さによって払われるんでしょう。いわばその職務に従ってあなた方は給与を払うと、こう言っているんじゃないですか。そうすると、それは毎月定期的に払うけれども、それじゃどうも足りない。だから何か違うもので幾つかにまとめてどかっと払うのだ、それが全部給与でございますと。それでは一体いまの公務員の給与体系というものはどういうふうに理解したらいいか、さっぱりわからなくなってしまうのです。一体、人事院はどういうふうにされようとしているのか、これもわからなくなってくる。もう一べん公務員の給与というものについて正確に説明してください。

○政府委員（佐藤達夫君）　先ほど最初に定義の問題がございましたが、俸給というのと給与というのとはちょっと違うだろうということは言えるわけです。給与というのは、給与に関する法律という題名にもありますように幅の広い概念だということで、私は無難な道を選びまして給与ということばを申し上げたわけであります。やっぱりいまの期末あるいは勤勉の関係にいたしましても俸給とリンクしている面があるわけです。そういう意味でのつながりはある。非常に不徹底な言い方でありますけれども、その程度のところで……。

○山崎昇君　それでは私はもっとわかりやすいことばで聞きますが、期末手当というのは何と言っても赤字補てんだというふうに簡単に私は考えておきたいと思うのですが、いいですか。

○政府委員（佐藤達夫君）　非常にまあ顕著なお立場からの御質問でございますから、私もまた素朴に考えたところを申し上げてみたいと思いますが、先ほどの話の筋から申しますというと、なぜ一まとめにして払うのだ、毎月俸給に加えてその分のものとして毎月支払えばいいじゃないかというところにたどりつくわけです。それをせずに一定の時期にそれを渡すというのは、勤勉のほうはちょっと別として、期末のほうについて考えると、はなはだ幼稚な、口にするのも恥ずかしい言い方でどうかと思いますけれども、毎月それをかりに使ってしまうと、盆暮れの金の必要なときに、もうなくなったというような場面もこれは抽象的には考えられるわけです。そういう点でやはり盆暮れにはある程度の資金源も一まとめにして渡すという面もあるのじゃないかと、私自身の経験から言うことであって、皆さんそうかどうか知りませんが、そういう面もあるのじゃないかという非常に素朴な考えも持っているわけです。

○山崎昇君　それじゃこれは基本的なことですから、いま論争をやるのじゃないので次に移りたいと思います。

その次に給与法の十何条でしたかね。特別調整額というのがあるわけなんですけれども、この特別調整額の性格を法律で見るというと、管理、監督の職にあるものがその特殊性に基づいてこういうものが必要なんだと、簡単に言えばそうなると

思うのです。そこで、この特別調整額に言う特殊性ということと、いまの等級に割られている給与体系との関係はどうなるのか、まずお聞きしたい。

○政府委員(佐藤達夫君)　御承知のように、いわゆる特別管理職手当と言われます特別調整額は昭和二十八年にできたのではないかと思いますけれども、それまではいわゆる超過勤務手当で一律にカバーされておったわけであります。管理、監督の地位にあるその人たちの職責というものは、それ以外の人たちの職責とは多少違ったものがある。特殊性があるのじゃないか。非常に卑近な言い方でありますけれども、超過勤務手当というようなものになじまない性格のものではないかということが一つの大きな発想の基盤になっておったと思います。それは夜の夜中まで役所のことを考えているということになりますかどうか。そういう面で特殊性がある。それで一括して管理、監督のその仕事に対応するものとして特別調整額というものを渡すことにして、超過勤務的ないわゆる時間割りのものは渡さない。これも素朴な言い方ですけれども、基本はそういうところにあるだろうと思うのです。

○山崎昇君　そうすると、特別調整額というのはこれは一般の下級職員にいう超勤手当と考えていいわけですね。

○政府委員(佐藤達夫君)　沿革的には超過勤務手当がなくなって、同時にこれができたのですから、そういう意味でのつながりは沿革的にあるということと、先ほどことばにちょっと出しましたように、超過勤務手当のような制度にはなじまないということはそこで申し上げ得ると思います。

○山崎昇君　どういうことがなじまないのですか。それではなじまないというのがどうもぴんとぼくはこないのですが、結局超過勤務ということになれば、正規の勤務時間を過ぎて働いた部分に対して払うわけでしょう。しかし、この特別調整額というのは、極端な表現になりますけれども、働いたか働かないか、とにかくわからぬけれども事前にあげますと、こういうことでしょう、一定の割合で。そこがまず一つわからないのです。それから調整金だとすれば当然――一般超勤はあと払いになっておりますね――これは先払いになる。何日間に一度先払いになる。それから超勤の性格ということになれば、当然基準内賃金とはなってこない。大ざっぱに言えば基準外賃金になってくる、こうなると思うのですね、二つ目には。その三つ目に、なじまないという要素なんですが、何がなじまないか私どもにはわからないわけなんですが、もう少し具体的に説明願えませんか。

○政府委員(佐藤達夫君)　一番典型的な例を申しますというと、非常に高度の責任ある地位にある人が仕事をやっておられて、国会関係の仕事のためにどうしても答弁の準備もありましょうし、いろいろな関係で夜おそくまで残らにゃならぬという場合に、この人何時間残ったから何時間分の超勤手当をやれということは、これは実になじまない話だと思うのです、極端な例を申しますと。そういうことからずっと一連の考え方としてなじまないということが出てくることだろうと思います。

○山崎昇君　そうすると、特別調整額というのは、いまの給与の御答弁で言うと、なじまないというところに相当な重点があって、その他の要素というのはそうでもないということになりますか。そうでしょう。

○政府委員(佐藤達夫君)　そうではないんです。なじまないというのは、いまのいわゆる超過勤務手当との関連をお尋ねになりましたから、それに引きつけて説明をすればなじまないというような言い方もできましょうと、また、制度の切りかわりからいってもそういうつながりをそこに持ってくることもできましょうがということであって、横の話です、それは。

○山崎昇君　そうすると、これはなにですか、性格としては本俸等のという基準内賃金ではない、あくまでもこれは一応は基準外賃金のほうに入る、こういうことになりますか。これも聞いておきます。

○政府委員(尾崎朝夷君)　基準内、基準外の概念が必ずしも明確じゃないわけでございますけれども、俸給、扶養手当、暫定手当というのを私どもとしてはいわゆる給与ベースということで数えておるわけでございますけれども、これからは除外されているという性質のものだろうと思います。

○山崎昇君　端的に私は聞いているんですがね。いまのあなたの説明からいけば、この特別調整額というのはそれに入らないのだから、広い概念であるけれども、基準外のほうに入るのですね、そうすると。そうでしょう。

○政府委員(尾崎朝夷君)　公務員給与の体系には、基準内、基準外という概念はございません。かりに三者の給与というのを、まあ通常でございますけれども、これをいわゆる三者ベースとして計算に入れておりますけれども、いわゆるベースとして計算に入れておりますけれども、それには入れておりません。そういうことでございます。

○山崎昇君　ベースなんていうのは、あれは平均賃金じゃないですか。そんなものに入るしかけのものではないですよ、当然ね。ただ基準内、基準外の概念を言えというなら言ってもいいけれども、通常われわれで言われているのは、本俸は基準内と言いますわね。その他のものは一応は基準外と言われている。だから、そういうふうに分ければ、この特別調整額というのは基準内にはもちろん入ってこないんだろう、こう私は思うんですが、いいですかと聞いているわけです。

○鶴園哲夫君　ちょっと関連して。いまの山崎委員の質問に関連いたしましてですね。これはもともとおかしいですよ。だから、何かすっきりしたらどうなんでしょうかね、これは。特別調整額というのは、私はいまここに給与法持っていないですが、支給を明記しておるわけでしょう。管理的な職務に従事する者というふうにね。だから、管理的な仕事に従事する者といえば、局長と課長というものなんですよね。そうすると、課長と局長というのと、俸給上というか、職務についてきまっているわけです。局長という職務について、きまっておるわけなんです。だから、それ以外に何かこういうふうな職務があるような形でこういうものが出てくるのがおかしいじゃないかというのが従来から問題になっているわけなんですよ。まあ、超勤の尾を引っぱったような話なんですが、そうすると、何か幾らも説明がつくような話なんだが、そうすると、一方、いまのこれは山崎委員のような意見が出てくるわけです。どうなさるというんですかね。そうして人事院は特別調整額ということばを使っていますけれども、予算上あれは管理職手当なんですよ。名前が違うわけです、名称が。そうでしょう。予算上はあれは管理職手当になっている。違っている。違っているはずですね。名前は違っている。管理職手当となっている。そうして、給与法上はこれは特別調整額となっている。こういう妙ちくりんなことはやめたらどうですか。

それともう一つ、いま局長御答弁になりましたけれども、上のほうと下のほう、いわゆる指定職と八等級のところは俸給が違うんですよね。体系が別なものになっているわけだ。そこのところの矛盾でしょう。全然別でしょう。上のほうは指定職の給与、あれは特別職の給与と同じですよ。そういうものを別々につくっているから、一般職の公務員に対して二つの違った俸給表つくっているからこんなものが出てくるんじゃないですか。将来ですよ、近い将来、一般職の公務員の、つまり八等級制を適用されている公務員賃金もあのようになるのだ、超勤も全部ぶち込むんだ、その他の手当等についても全部本俸にぶち込むんだと、そういう姿をあれは示しておると考えればいいのか。そういうお考えなのか。そういう点もあわせて聞いておきたいんです。何かすっきりしたほうがいいんじゃないですか。どうもおかしいですよ。

○政府委員(佐藤達夫君)　たいへん次元の高いお話になってまいったと思います。私は、やっぱり

そういう大きな観点から一応これは考えるべき問題であるということについては全く御同感なんでございます。結局考えてみますと、いわゆる職階制というものが非常に精密な形でできまして、そうして、それに対応した給与が割りつけられるということになれば、いまの管理職手当といわれるものもその職階の職級のその俸給の中に入ってくる。それから、いまのいわゆる特殊勤務手当、それから、特別じゃなく普通の調整額、そういうようなものも完全に整理される方向に本来は行くものだと思いますけれども、ただ、遺憾ながら職階制度というものが現実にまだ実現しておりませんし、また、そこまでこまかに職階制度をつくったら一体現実とはたしてマッチしたものができるかどうか。やはり、現実は現実として踏まえながらやらなければならぬという、そこに割り切り方があるし、それがしばらくはこういう形で出ているということではないかと思うのです。

○山崎昇君　私はこの問題を特に取り上げて聞いているのは、これから関連をして具体的にいま総務長官にもお尋ねいたしますが、私が計算をしてみると、「人事院月報」のこれは数字でありますから、その等級の一番職員数の多い号給をとって計算をしてみているわけです。ただこの中で扶養手当は、これは何人いるか、構成が違いますから一応除いて、本俸とこの特別調整額と入れて計算をしてみると、一等級の七号、これはいま百四十七名おると、こう言われておるのですが、この人たちは一万五千九百三十円上がる。それから四等級の十一号、これはいま本省の課長補佐ですが、これは七千二百円上がる。それから六等級の七号、これは四千百十六円上がる。八等級の五号、これも九千人おります。一番多いのですが、二千二百五十四円上がる。そこで私の聞きたい本旨というのは、この特別調整額は今日まで暫定手当の基礎になっていない。期末手当の基礎にもなっていない。ところが、今度の調整手当だけは算出の基礎に入れてきているのですね。だから、上の上がり方と下の上がり方というのは膨大に違ってきている。これを簡単に率に直しますと、局長と課長補佐では二・一対一、局長と係長では三・八対一、局長と係員では七対一の違いがある。もっと事務次官のたぐいになれば、二〇対一ぐらいになる。こういう極端な上下の差というものが出てくるわけです。ですから、この特別調整額の性格があいまいであるし、そしてこれは先ほど、いわば基準外的賃金であるにかかわらず本俸と同様のような取り扱いをして調整手当の算出の基礎に入れてきておる。これではぐあいが悪いので、この給与法の附則の十三項だかで一般職員の超勤の算出基礎の中に今度は調整手当を入れてきている。私から言わせれば、三段論法で、上級職員、管理職員はきわめて優遇をしている。それに何とかつじつまを合わせるために超勤のところに調整手当を入れている。こういうやり方をやるから私は、この特別調整額というものの性格は何なのですか、ほんとうに超勤なら超勤の要素だ。総裁の言うような、何とはなしになじまない要素があるから、そのなじまない要素があるなら、そのなじまない要素として支給してもらいたい。ところが今度は、この給与法の改正案を見ると、退職手当法の改正もあって、この調整手当がさらに退職手当の算出に入ってきている。こうなってくると、管理職の諸君というのは至れり尽くせりの処遇を受ける。下級職員は全くばらばらの給与を出されて本俸だけが対象になっている。こういうやり方をあなた方はやるから、私は、この特別調整額というのはおかしいのではないか、性格があいまいではないか、なじまないということだけでは説明のつかない問題ではないのか、こう考えるわけなのです。そして、いまの暫定手当と特別調整額を入れた場合の調整額とは、局長の場合は四倍になります。いまの暫定手当を調整額に直すと四倍になる、調整手当に直すと。一般職員の場合はきわめて少ない。そういう点を考えると、これは特別調整額というのは、このままで過ごされる問題ではないのではないかとぼくらは思うので、重ねて特別調整額というものの性格をもう少し明確にしてもらいたいし、あわせて、なぜこの調整手当の算出基礎に入らなければならないのかお伺いしたい。

○政府委員（佐藤達夫君）　これは先ほど二本立てで申し上げたように、いわゆる超勤からのつながりが一つある、これは横割りのことであるけれども、それはございます。それからもう一つ、先ほど大所高所からの御質問に対してお答えしましたように、かりに職階制度ができた暁においては当然本俸の中に入るべきものであるということと、二つを合わせて考えるときに、これにいわゆる地域給である調整手当を算出する基礎にこれを持ってきておるということは筋が通りますし、さらに、先ほどの超勤のつながりからいえば、いま御指摘のように、すでに超過勤務手当の算出基礎の中に調整手当が入っておりますから、そのほうからのバランスもよいという筋合いのものであると思います。

○山崎昇君　それはどうしても私どもは納得がいかないわけです。なぜならば、特別調整額を入れることによって調整手当は七・五％になるのですね、結論からいうと。それが局長の場合は二五％の六％ですから一・五％上積みになるわけです。毎月一・五％ずつ一定の割合のものが本俸と同様に支給される。一般職員の超勤手当は自分が働いて初めてそれに調整手当というのがついてくる。だから、あなたが言うように、超勤手当だと言うならば、性格だと言うならば、入れることは筋がおかしいではないですか。本俸と同様な扱いをすることが筋がおかしいじゃないかと、こうなるわけです。それはどうなりますか。

○政府委員（佐藤達夫君）　いまおっしゃったことは、結局、筋が正しいという方向になるというつもりで私はお答えしたのですが、超勤とのつながりで考えれば、超勤を受けておる方々の超勤手当の算出基礎に調整手当が入っておりますよと、入っておるんですから、それに対応する特別調整額という点で見れば、それをいまのように、今度提案申し上げておるような形に、調整手当の算出基礎に、この掛け算のもとにするか、あとに掛けるかの問題でありまして、結果においてはそれでおかしいじゃないかという言い方が一つあるわけです。私はそういう趣旨で御説明申し上げて、片やからすれば、特別調整額は本職階制度が確立した暁においては本俸に入れるべきものである。本俸に調整手当を掛けるならば、本俸につながっておるその調整額に掛けたって筋じゃないか、開き直った言い方になりますけれども、そういう考え方が十分私は成り立つし、正しい考え方だというふうな気持ちを持っておるのであります。

○山崎昇君　超勤手当の要素だとすると、それではこの特別調整額が入った調整手当は退職手当の算出基準になっている。ところが、一般の超勤はそれでは算出基礎になりますか、ならないでしょう。同じ性格のものであって上級職に一定率のものをやれば、それがあとあとまでの、給与までの算出基礎になって、片一方、働いてもらった賃金に対しては何も基礎にならないじゃないですか。それは一体どうなりますか。それとあわせて、これはあとで聞くつもりでありますけれども、指定職俸給表の場合は私はどうしても納得できない。それは通勤手当も扶養手当も暫定手当も全部入っておる。そして本俸になっておる。それが退職手当の基礎にもなる。あるいは年金の基礎にもなる。ところが、一般下級職員はなってこない。暫定手当が入るものも扶養手当が入るものもありますが、入ってこない。だから、私は勤ぐってものを言えば、こういうものを入れることによって管理職だけはきわめて優遇されるけれども、一般職員はほとんど優遇されないではないか。ただつじつまの合わせるために超勤的性格というので超勤の計算の基礎に入れておる。それだけに過ぎぬじゃないかと思うのですが、どうですか、違いますか。（「おかしいじゃないか」と呼ぶ者あり）

○政府委員（栗山廉平君）　お答え申し上げます。退職手当の最低保障額の問題でございまするが、これの中には、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当の月額となっておりまし

て、特別調整額は入ってございません。

○山崎昇君　それは私の読み違いでした。それはおわびをしておきますが、いずれにしても、この特別調整額というものの性格がやっぱりはっきりしない。それから、どうしても私はこれを計算してみると、やはり管理職のほうがきわめて有利である。結論からいえば、どうしても一・五%というものは毎月定期に、ふえて、もらう。だから、一般の職員が六%の調整手当であれば、管理職は七・五%の調整手当になる、こうなるのですね。

それからいま附則の十九項、「これらに対する調整手当の月額」ということで私は一応おわびしましたが、私の言っておるのは、この調整手当には特別調整額が算出基礎になって入っておるわけですね。入るわけでしょう。結論から言えば、特別調整額は退職手当の算出基礎になっているんじゃないですか。そうならなければ、この附則の十九項の条文というのはおかしくなるんではないか、こう思うんですがね。

○政府委員(栗山廉平君)　いま山崎先生のおっしゃいました点でございますが、「並びにこれらに対する」でございまして、先ほど申し上げましたように、特別調整額のものは基礎に入っておりませんから。

○山崎昇君　そうすると、確認しますが、この十九項の「これらに対する調整手当の月額」という、この「調整手当」というのは、いま本俸で計算をされる都市手当にかわった調整手当ではないんですか、これは。

○政府委員(尾崎朝夷君)　特別調整額に対します調整手当の関係でございますけれども、この関係は先ほど総裁から御説明申し上げましたとおりでございまして、その、適用いたしましたのは、一つには超過勤務手当のほうにも調整手当がかかりますし、従来からかかっておったわけでございますが、今回もそれがかかるという関係に対しまして、特別調整額に対しましては、従来ほとんど本省関係だけにこういう特別調整額が主として支給されておったのでございますけれども、昭和四十年から地方の管理職に対しまして、ほぼ現在約三万の職員に対しまして、特別調整額を支給しておるわけでございまして、全国ほとんど津々浦々にそういう関係が支給されておるという関係になっておりますので、そういう地域的な関係につきまして調整手当というのは支給されますので、やはりその関係の相関を考慮する必要がある。物価の地域差につきましても六%以上ございますし、そういう関係を考慮する必要があるということで今回適用したものでございます。それで、なお調整手当の加算される内容というものにつきましては、俸給と扶養手当と特別調整額に対して掛け合わせるということに一応なるわけでございますけれども、たとえば期末手当、勤勉手当等の場合には、特別調整額は従前から支給されて、加味されておりませんので、そういうものは除きまして、いま人事局長から御説明がございましたように、これらに対する調整手当ということで限定をして、掛けるものを限定しておるわけでございます。

○山崎昇君　限定しようが、しまいが、それじゃ附則の十八項どうなりますか。「国家公務員災害、補償法の一部を次のように改正する。」、「扶養手当」の下に、「調整手当」が入るんですね。これはいま言う調整手当でしょう。私の言っているのは、この調整手当を出すのに特別調整額も入れているじゃないですかと言うんですよ、基礎に。それじゃ結果からいえば、国家公務員の災害補償法の適用を受けるときにも特別調整額というのは入ってくるんじゃないですか。それが超勤だと言うならば、一般職員の超勤はこういうものの基礎に入りますか、入るんじゃないですかと、だから上級職だけはきわめて優遇されているんじゃないかと言う、私は。違いますか。この調整手当というのは別な調整手当ですか。

○政府委員(栗山廉平君)　ちょっとすみませんが、先ほどの退職手当法の問題でございますが、これは御承知のように、最低保障のことを書いておる問題でございまして、普通の場合には、先生のおっしゃいましたような場合の、甲地の場合には、俸給と扶養手当それから特別調整手当というものを甲地の場合には六%掛けるのがおっしゃるように調整手当になるわけでございますが、この退職手当法の中の最低保障の問題の場合におきましては、退職手当の最低保障の基礎となる調整手当という意味でございまして、この場合に限りまして、俸給と扶養手当の合計額に甲地の場合には六%を掛ける、こういうことに相なっております。御承知おきを願いたいと思います。

○山崎昇君　国家公務員災害補償法の場合はどうなりますか。

○政府委員(栗山廉平君)　これは災害補償法の場合には入っております。

○山崎昇君　入りますね。そうすると、最大の矛盾じゃないですか。私がさっきから言っているように、この特別調整額を、この第十一条の三の二項の改正によって、調整手当の基礎に、この算出の基礎に入れたからそういう矛盾が出るのじゃないか。それならば、附則の十三項において超過勤務手当の一時間当たりの単位費用を出すだけでは、これは差別になりますよ。それならば、超勤手当についても災害補償法の基礎数字に入れなければ合わなくなってくるのじゃないですか。私が言っているのは、上級職にはきわめて優遇されて、下級職にはそうではない。そうして上級職を優遇するために、多少、下級職の超過勤務手当一時間当たりの給与に調整手当を入れているだけです。こう私どもはどうしても判断されるのですが、それは誤まりですかと言うのです。

○政府委員(尾崎朝夷君)　災害補償法にございますので、平均給与額の算出の基礎の中には次の給与が入っておるわけでございまして、超過勤務手当、俸給の特別調整額というものもすべて平均給与額の基礎に入っておるわけでございます。したがいまして、この場合には単に調整手当という名前で入れる、挿入をしておるわけでございまして、当然、特別調整額にかかるものを、含んだものが中に入るということにこの場合にはなるわけでございます。それから超過勤務手当も中に入っておりますし、平均給与もそれに入っておりますし、特別調整額も入っておるのでございますから、それと均衡をとって、調整手当についても平均給与の基礎とするということになるわけでございます。

○山崎昇君　それでは重ねて確認しておきますが、国家公務員災害補償法の第四条の二項のあれは、計算の基礎に超過勤務手当も入っているのですね。

○政府委員(尾崎朝夷君)　四条の二項に、平均給与額の基礎になるものが規定してあるわけでございますが、超過勤務手当ももちろん入っておるわけでございます。

○山崎昇君　これは私はそうでないと思っているのですが、見落としたらたいへんですから、あらためてまたお聞きします。

その次にお聞きをしたいのは、級別定数についてお聞きをしたいと思います。一体、この級別定数というのは、どういう必要性があって、また、それがどういう効用を持っているのかよくわからないので、教えてもらいたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君)　大まかなところは私が申し上げて、あとはまた必要に応じて局長から説明いたさせたいと思いますが、要するに、現在の給与制度は、各職員の職務の複雑さ、困難さ及び責任の度ということに応じて等級を設定するたてまえになっておるわけでございます。したがって、この基準というものを標準に職務表という形で人事院規則で相当こまかいことまできめておるわけでございます。しかし、何ぶん、いろいろな職員の種類というものが、御承知のように、非常に複雑で、いろんなものがありますために、標準職務表でそのものずばり、とことんまで書ければ、これはいいんですけれども、なかなか技術的にそうはいかない。そこで、実は標準職務表の細目化というか、具体化という形で極力補うつもりで、また同時に、各省のアンバランスなりなんなりを避けますために、便宜、等級別の定数という

形で押えている。これは技術上から来るやむを得ないあり方だと思っております。

○山崎昇君　しかし、いま総裁は、便宜上と、こういうお話ですが、実際はそうじゃないんじゃないですか。級別定数のために昇格基準に達した者でも、定数改正やらなければ、上げられないということになって、むしろ公務員給与を上げるのを押えておるのはこの級別定数ではないかと思うんです、ある意味で言うと。したがって、本質的に必要ないものであるならば、この級別定数というのは撤廃をすべきじゃないかと思うんです。そして、職務と責任の度合いで等級が上がっていくわけでありますから、当然それによって上級職に上げていくということがあってしかるべきであって、さらに、公務員の首を絞めるような級別定数というのは必要でないんじゃないか。効用性も少ないんではないか。ただ、何等級の者が何名いるという程度のものであって、意味がないんじゃないかと、このように思うんですが、どうですか。

○政府委員（佐藤達夫君）　御説明のしかたがちょっと不行き届きだったかと思いますけれども、要点は結局、先ほど申しましたような、給与制度の基本のたてまえからして標準職務表をきめております。そこまで話は進むわけでございます。標準職務表がありますために、そうずるずると各等級にわたって特定の人をどう扱うということはできない標準職務表のワクがございますから、それはできませんよ、それが根本でございまして、さて第二段として、標準職務表でとことんまでこまかいところを一々手に取れるように書ければそれはいいんですけれども、それを定数というふうでそこに便宜ということばをはさんだのでありますけれども、技術上の面からそこで定数で押えるという形をとって補っておる、こういうことになります。

○山崎昇君　ただ実際運用になると、定数の設定のしかたというのは、そのときの等級の人員がおおむね基準になると思うんですね。何も、科学的や合理的に計算をして、何等級が何名という等級をつくったわけじゃないと思うんです。ただ、何回か改正をやっているうちに、幾らかそういう要素が出てくるのかもしれませんが、実際、私はないと思う。そういう意味で、いま等級別定数があるために、やはり一般公務員の給与が押えられる。まず等級の定数に欠員がなければできないわけですから、どんなに昇格基準に達しようと、そういう意味で、ひとつ勇断をもってこの等級別定数というのは私は撤廃をすべきじゃないか、そして、一般的な職務の基準に従って、あるいは、勤続年数その他のきめられておる基準に従って昇格等を行なうべきではないのか、便宜つくった等級別定数というのが逆に公務員給与を押える役目になっておる、こう私ども思うんですが、どうですか。

○政府委員（佐藤達夫君）　外から現実問題としてごらんになりますというと、いかにも、この定数のほうから押え込んでいるというふうに見えますけれども、私が先ほど申し上げましたような、実は職務の複雑云々という言辞と、それから標準職務表というものが実は押え込んでおるのであって、定数のほうには罪がないということになるわけです。しかし、科学的、合理的と申しましても、この実情は私どもよく承知しておりますから、科学的、合理的をできるだけ度量を広く見て、そこに実情をからみ合わせてほどのいいところをつくるということではやっておりますが、しかし、限界は限界としてありますから、幾ら何でもそこに破れない壁はあります。これはやむを得ない、こういうことです。

○山崎昇君　やむを得ないという一言で片づけられた日には、これはどうにもなりませんが、私どもからいうと、昇格をやる場合には、まず等級別定数がどうなるかということが先です、事務からいえば。そうして、等級別定数を改定してから一定基準に従って計算されたものが当てはまってくるということになってくる、事務からいえば。ですから、総裁がいまそう言っても、これは便宜的なものではない。むしろ、いま昇格を一番押えているのは、ある意味で言うと、等級別定数じゃないか、こう私ども判断するので、これはひとつ撤回をしてもらいたい。いますぐあなたが撤回するということは言えぬにしても、これは再検討してもらいたいと思うんですが、どうですか。

○政府委員（佐藤達夫君）　それも先ほど来の根本問題にまたつながるのであって、いわゆる職階制度を厳密な形でこれを実施すれば、これは撤回できましょう。しかし、まだ事情はまだそこまで至らぬものがありますものですから、こういう形をあいまいな形とおっしゃられてもそれはやむを得ませんけれども、そこにわれわれの苦衷のあるところを察していただきたい、こういうことです。

○山崎昇君　苦衷は察しますよ。苦衷は察しますけれども、それによってやはり公務員の給与が押えられるということは、ぼくらどうしても納得できない、昇格でも何でも。ですから、なるべく一般的な基準で上げ得る道があるならば上げて、こういう手かせ足かせのような制限条項というものはあまりつくらぬほうがいいのではないか、簡単に言えば。ですから、いますぐ撤回してほしいけれども、するともあなた言えぬでしょうから、これはぜひひとつ等級別定数については検討願って、将来こういうものをなくせるならなくしてもらいたい、こういう要望をしておきたいと思う。

そこで、次の質問に移りたいと思うんです。さっき伊藤さんから人事院勧告の八月実施についていろいろ総務長官にお尋ねしました。私も二、三お尋ねしておきたいと思うんです。それは、本会議でも総務長官にお尋ねしましたけれども、ごく皮肉な言い方ですが、財源がなくて財政が苦しいときに限って前進しているんですね。財政が豊かなときに前進していないんです、これはたいへん皮肉な言い方で失礼ですけれども。というのは、昭和四十年のように、二千五百九十億円も赤字国債を出さなければ国家予算のつじつまが合わないときに九月実施になっている。今年のように、財政硬直化で来年度の予算がどうかといわれているときに八月実施になっている。さっき伊藤委員が言ったように、予算的にはきわめて有利であった三十七、八年ごろというのは据え置かれている。これはやはり財源の問題ではないんじゃないか。私は二つの要素があると見ております。一つには、何かというと、どんなに政府が弾圧しようとも、やはり、自分の給与をこういうふうにしてくれという法律に基づいた要求というのは押えることができない。だから、年々労働組合の運動というものは、政府が弾圧するわりあいにはしぼまない。だんだん発展してきている、公務員労働者の戦いというものは、それを受けて新聞の社説、論説、解説あるいは雑誌等の解説等を見ても――私はきょうかなりここに持ってきていますが――いずれを見ても、政府のやり方はまずい、その中には理論的なものもあるし、現実的なものもありますが、いずれにしても、政府の人事院勧告を値切る理由はない。そういう労働者が行動を起こして、それを受けて世論が支持をする。したがって、政府はもう財政の問題だけでこれを十月だとか九月に押えられないところに一つは来ていると私は見ます。もう一つは、これも本会議であなたに質問しましたけれども、去年の十月十九日の衆議院の大蔵委員会では、当時の福田大蔵大臣は、あれは財源の問題ではありません、財政政策の問題ですと言い切っている。だから、私はこの二つの問題を結びつけると、どうしても財源の問題だけで人事院勧告を値切るということは不当だと思う。これはやはり公務員に対する政府の不信行為だと思う。そういう意味で、あなたはさっきから財源問題と言っているけれども、伊藤委員と同じように、どう考えても、これは財源の問題ではない。政府の政治性の問題であり、公務員に対する対策上の問題である、こう思うんですが、重ねてあなたの見解を聞きたい。

○国務大臣（田中龍夫君）　私は財源の問題がやはり非常に問題だと存じます。なお、福田大蔵大臣が財政政策の問題だと申したとおっしゃいますが、やはり中間で補正予算を組むというこの答申の時期が、やはり財政政策の面からいうとたいへ

んむずかしい。これはいわゆる政府の政策じゃなくて、財政政策の問題といたしまして、今回、何とかして勧告なり人事院の機能というものを十分に満足すべきものにいたしたいという努力で財政政策との調整をいたしたい、かように考えているわけでございます。

○山崎昇君　本会議で、時間がないそうですから、あと一つであすにしたいと思うのですが、昭和四十年ですか、ＩＬＯ本部から来られた調査団の委員長のドライヤーさんがＩＬＯ報告を出しているのですね。これを見るというと、数多くのことが指摘をされておりますし、また、直接人事院のことについて述べたものでないことも私は承知しております。しかし、人事院と地方の人事委員会とは、これは不離密接なものですから、一体と私は見ていいと思う。そういう意味で、このドライヤー報告が指摘していることのうち、私が重要視しているのはたくさんありますが、そのうちの一つに、何といっても、人事院の勧告というのが守られていない。さらに、人事委員の任命について労働者の発言を考慮すべきだということばを使っている。これは要約すれば、やはり労働者の意見を集約できるような者が人事官なり人事委員として入るべきではないのかという趣旨に私どもとっているのですが、その点についてはどうですか。

○国務大臣（田中龍夫君）　この人事院の人事官は、公務員法の五条適用につきまして資格のある者の中から最も適当と思われる者を両議院の同意を得て内閣が任命する、こういうふうに相なっておるわけでございます。この点につきましては、いろいろと御論議があることと存じまするが、ひとつその点はなお詳細な点を担当官のほうからお答えいたします。

○政府委員（栗山廉平君）　ちょっと補足をさせていただきます。

御承知のように、人事院の機能は、広く人事行政を全般的に所掌しておられまして、国民に対しまして、公務の民主的かつ能率的な運営を保障するという中立、公正な人事行政を行なう責めを負っておるわけでございます。したがいまして、利益代表的な構成をとるということはやはり適当でないのではないかというふうに考える次第でございます。

○委員長（豊田雅孝君）　速記をとめて。

［速記中止］

○委員長（豊田雅孝君）　速記再開。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四分散会

十二月十九日本委員会に左の案件を付託された。

（予備審査のための付託は十二月十三日）

一、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案

一、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案

十二月二十日本委員会に左の案件を付託された。

一、元満鉄職員であった公務員等の恩給、共済問題に関する請願（第四四二号）（第六九九号）（第七七八号）（第九三六号）（第九三七号）（第九三八号）（第一〇四七号）

一、旧軍人の恩給に関する請願（第四四三号）（第六五八号）（第七〇〇号）（第一〇〇五号）

一、福岡県久留米市所在の旧歩兵第四十八連隊本部建物の残置等に関する請願（第四四四号）（第七〇一号）（第七三三号）（第一〇六九号）

一、退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（第四四五号）（第四四六号）（第四四七号）（第四四八号）（第四九一号）（第五〇六号）（第五一五号）（第五三二号）（第五三三号）（第五三四号）（第五九九号）（第六〇〇号）（第六〇一号）（第六一八号）（第七〇二号）（第八五三号）（第八五四号）（第八五五号）（第八五六号）（第八五七号）（第八五八号）（第八五九号）（第八六〇号）（第八七八号）（第九七〇号）（第一〇一〇号）（第一〇一一号）（第一〇四八号）（第一一〇六号）（第一一〇七号）

一、恩給処遇の不合理等是正に関する請願（第四四九号）（第四五〇号）（第四五一号）（第四五二号）（第四五三号）（第四五四号）（第四五五号）（第四五六号）（第四五七号）（第四五八号）（第四五九号）（第四九二号）（第四九三号）（第四九四号）（第四九五号）（第四九六号）（第五〇七号）（第五〇八号）（第五〇九号）（第五一〇号）（第五三四号）（第五三五号）（第五三六号）（第五三七号）（第五三八号）（第五三九号）（第五四〇号）（第五四一号）（第五四二号）（第五四三号）（第五四四号）（第五四五号）（第五四六号）（第五四七号）（第六〇二号）（第六〇三号）（第六〇四号）（第六〇五号）（第六〇六号）（第六〇七号）（第六〇八号）（第六〇九号）（第六一〇号）（第六一一号）（第六一二号）（第六一三号）（第六一四号）（第六一五号）（第六一六号）（第六一七号）（第六五九号）（第六六七号）（第六七五号）（第六七六号）（第六七七号）（第六七八号）（第六七九号）（第六八〇号）（第七〇三号）（第七〇四号）（第七〇五号）（第七〇六号）（第七〇七号）（第七〇八号）（第七三六号）（第七三七号）（第七三八号）（第七三九号）（第八三〇号）（第八三一号）（第八三二号）（第八三三号）（第八三五号）（第八三六号）（第八三七号）（第八三八号）（第八三九号）（第八四〇号）（第八七二号）（第九七三号）（第九七四号）（第九七五号）（第九七六号）（第九七七号）（第九七八号）（第九七九号）（第九八〇号）（第九八一号）（第九八二号）（第一〇四九号）（第一〇五〇号）（第一〇五一号）（第一〇五二号）（第一〇五三号）（第一〇五四号）（第一一〇八号）（第一一〇九号）（第一一一〇号）（第一一一一号）（第一一一二号）（第一一一三号）（第一一一四号）（第一一一五号）（第一一一六号）（第一一一七号）

一、恩給、共済年金受給者の処遇改善に関する請願（第四七〇号）

一、国立療養所等勤務者の定年制反対並びに老後保障の拡充等に関する請願（第四九〇号）（第六九七号）（第六九八号）

一、公務員賃金引上げ等に関する請願（第六四二号）（第八六一号）（第八六二号）（第八六三号）（第八六六号）（第八六七号）（第八六八号）（第八六九号）（第九三〇号）（第九三一号）（第九三二号）（第九三三号）（第一〇〇九号）（第一〇四四号）（第一〇四五号）（第一〇四六号）（第一〇七六号）（第一〇七九号）（第一〇八〇号）（第一〇八一号）（第一〇八二号）

一、国家公務員の給与引上げ等に関する請願（第六四三号）（第六四四号）（第六四五号）（第六五五号）（第六五六号）（第七一一号）（第七一二号）（第七一三号）（第七二四号）（第七二五号）（第七二六号）（第七二七号）（第七二八号）（第八七〇号）（第八七一号）（第八七二号）（第八七三号）（第八七四号）（第八七五号）（第一〇〇七号）（第一〇〇八号）（第一〇七七号）（第一〇七八号）（第一〇八三号）（第一〇八四号）

一、国家公務員の賃金引上げ、行政整理反対等に関する請願（第六五二号）（第一〇七四号）

一、公務員の賃金引上げ等に関する請願（第六五三号）（第六五四号）（第七三五号）（第七五一号）（第八六四号）（第八六五号）（第九三四号）（第一〇四三号）（第一〇七五号）（第一一二八号）

一、行政職俸給表（一）等適用公務員労働者に対する賃金等の差別撤廃等に関する請願（第六五七号）（第七七四号）（第一〇一七号）（第一〇八五号）

一、法務局職員の一万名増員等に関する請願（第七一七号）（第七一八号）（第七一九号）（第七二〇号）（第七三四号）（第七九八号）（第七九九号）（第八〇一号）（第八〇〇号）（第九三五号）（第九五八号）（第九五九号）（第九六〇号）（第九六一号）（第九六二号）（第九六三号）（第一〇一八号）（第一〇一九号）（第一〇二〇号）

（第一〇四〇号）（第一〇四一号）（第一〇四二号）

一、退職教育公務員の恩給・共済年金等に関する請願（第七五〇号）（第九六九号）（第一〇〇六号）

一、群馬県月夜野町の寒冷地手当級地引上げに関する請願（第九二九号）

一、国家公務員の労働三権保障等に関する請願（第一〇三九号）

第四四二号　昭和四十二年十二月八日受理

元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願（二通）

請　願　者　東京都北多摩郡久留米町上の原二ノ四　青木実外一名

紹介議員　石原幹市郎君

元南満州鉄道株式会社職員であつた国家公務員、地方公務員、三公社職員の恩給共済年限の通算措置については、第四十三回国会において、関係法律の改正が行なわれ、要望の大部分が実現を見たのであるが、現行規定ではなお左記の問題が未解決のため著しい不均衡が残存し、多数の不満を招来しているから、早期にこれが改正を実現されたい。

一、満一日ケースの通算にあたり在職年を恩給共済最短年限で打切る規定を改め、実在職年数は完全通算すること。

二、終戦後ソ連又は中共に抑留された期間を在職年に通算すること。

三、終戦後の留用期間を在職年に通算すること。

四、共済組合法の長期給付に関し、非更新組合員にも在職年の通算措置を講ずること。

理　由

満鉄在職期間を恩給又は共済年限に通算するにあたり、日一満一日ケースと、日一満ケースについては在職年をそのまま通算し、満一日ケースについては恩給共済最短年限をこえる年数は通算しない現行法は、不公平である。また、朝鮮樺太等に在勤した日本官吏が抑留された場合は、抑留期間が日本官吏としての在勤期間に加算されるにかかわらず、満鉄職員については終戦時までは在職年の加算を認めながら終戦後の抑留又は留用期間の通算を認めないのは不均衡な処置である。更に今回の満鉄職員期間の通算措置は、国家公務員、地方公務員については現行共済組合法の施行日以前の退職者にも適用されるが、三公社職員については現行公共企業体職員等共済組合法の施行日以前の退職者で恩給公務員でなかつた者には通算の適用がないのは不合理である。なお、この問題については、第四十三回国会、第四十五回国会、第四十八回国会、第五十五回国会の参議院内閣委員会において五年連続して各党共同提案にかかる附帯決議が付せられている。

第六九九号　昭和四十二年十二月十三日受理

元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願（二通）

請　願　者　東京都北区赤羽西五ノ一五ノ一一　林宗元外一名

紹介議員　山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第四四二号と同じである。

第七七八号　昭和四十二年十二月十四日受理

元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願（二通）

請　願　者　東京都北区赤羽台二ノ二R J二〇一　西沢秀正外一名

紹介議員　北村　暢君

この請願の趣旨は、第四四二号と同じである。

第七七九号　昭和四十二年十二月十四日受理

元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願（五通）

請　願　者　福島県会津若松市城西町二ノ六二　矢沢三郎外四名

紹介議員　石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第四四二号と同じである。

第九三六号　昭和四十二年十二月十五日受理

元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願（三通）

請　願　者　東京都杉並区上高井戸三ノ五七六　加藤清外二名

紹介議員　平島　敏夫君

この請願の趣旨は、第四四二号と同じである。

第九三七号　昭和四十二年十二月十五日受理

元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願（三通）

請　願　者　神奈川県川崎市生田二、一四七　山口竹蔵外二名

紹介議員　柴田　栄君

この請願の趣旨は、第四四二号と同じである。

第九三八号　昭和四十二年十二月十五日受理

元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願（四通）

請　願　者　石川県金沢市幸町一九ノ五　織田英三外三名

紹介議員　任田　新治君

この請願の趣旨は、第四四二号と同じである。

第一〇四七号　昭和四十二年十二月十六日受理

元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願（四通）

請　願　者　横浜市港北区高田町一、三五六　鉢呂源三郎外三名

紹介議員　山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第四四二号と同じである。

第四四三号　昭和四十二年十二月八日受理

旧軍人の恩給に関する請願（十五通）

請　願　者　群馬県佐波郡赤堀村大字西久保二六八　糸井積太郎外十四名

紹介議員　丸茂　重貞君

この請願の趣旨は、第四一号と同じである。

第六五八号　昭和四十二年十二月十二日受理

旧軍人の恩給に関する請願

請　願　者　長野県北佐久郡望月町大字春日一、二七八　小山三津三郎外二百六十二名

紹介議員　小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第四一号と同じである。

第七〇〇号　昭和四十二年十二月十三日受理

旧軍人の恩給に関する請願

請　願　者　埼玉県大宮市西遊馬二、二九四　金子清一郎外二十四名

紹介議員　土屋　義彦君

この請願の趣旨は、第四一号と同じである。

第一〇〇五号　昭和四十二年十二月十六日受理

旧軍人の恩給に関する請願（二十通）

請　願　者　徳島県阿南市椿町加茂前四七　折野朝二外千三百八十八名

紹介議員　紅露　みつ君

この請願の趣旨は、第四一号と同じである。

第四四四号　昭和四十二年十二月八日受理

福岡県久留米市所在の旧歩兵第四十八連隊本部建物の残置等に関する請願

請　願　者　福岡県浮羽郡田主丸町大字田主丸一、一〇一ノ五　行徳平八外四十七名

紹介議員　柳田桃太郎君

この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

第七〇一号　昭和四十二年十二月十三日受理

福岡県久留米市所在の旧歩兵第四十八連隊本部建物の残置等に関する請願

請　願　者　長崎市渕町六九七　青木信雄
紹介議員　久保　勘一君
この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

第七三三号　昭和四十二年十二月十三日受理
福岡県久留米市所在の旧歩兵第四十八連隊本部建物の残置等に関する請願
請　願　者　福岡県三潴郡三潴町大字草場四三五　石橋冨士人外四名
紹介議員　剱木　亨弘君
この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

第一〇六九号　昭和四十二年十二月十六日受理
福岡県久留米市所在の旧歩兵第四十八連隊本部建物の残置等に関する請願（二通）
請　願　者　福岡県久留米市通町五丁目社団法人日本郷友連盟久留米市郷友会内　星生秀敏外三名
紹介議員　剱木　亨弘君
この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

第四四五号　昭和四十二年十二月八日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請　願　者　北海道三石郡三石町字本町　佐藤利彦外九百十二名
紹介議員　川村　清一君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第四四六号　昭和四十二年十二月八日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請　願　者　兵庫県美方郡村岡町村岡二、五六六村岡町教育委員会内兵庫県退職公務員連盟美方東支部内　福井一雄外百四十二名
紹介議員　岸田　幸雄君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第四四七号　昭和四十二年十二月八日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（二通）
請　願　者　名古屋市中川区八熊町一ノ二一　下里章外七十七名
紹介議員　柴田　栄君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第四四八号　昭和四十二年十二月八日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（七通）
請　願　者　神戸市兵庫区山田町上谷上宮開地二四　岡本剌滋外七百八十四名
紹介議員　中野　文門君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第四九一号　昭和四十二年十二月九日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請　願　者　大阪府北河内郡交野町私部三、一五九　矢寺和一外九千七百八十七名
紹介議員　赤間　文三君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第五〇六号　昭和四十二年十二月九日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請　願　者　愛媛県松山市二番町四ノ五ノ八　岡井義雄外二千五百名
紹介議員　堀本　宜実君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第五一五号　昭和四十二年十二月九日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（三通）
請　願　者　愛知県豊橋市大清水町一七ノ三　長岡孝昌外八十五名
紹介議員　八木　一郎君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第五三一号　昭和四十二年十二月十一日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請　願　者　福岡県久留米市野中町五六八　斉藤重尚外三千九百七十九名
紹介議員　鬼丸　勝之君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第五三二号　昭和四十二年十二月十一日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（四通）
請　願　者　愛知県豊橋市船渡町字船渡八ノ二　白井幸作外百十一名
紹介議員　八木　一郎君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第五三三号　昭和四十二年十二月十一日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（二通）
請　願　者　三重県上野市南寺田　谷本金一外六千三百五十九名
紹介議員　斎藤　昇君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第五九九号　昭和四十二年十二月十二日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請　願　者　埼玉県浦和市常盤四ノ七ノ二埼玉県退職公務員連盟内　石川正一外九千五百七十二名
紹介議員　土屋　義彦君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第六〇〇号　昭和四十二年十二月十二日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請　願　者　愛知県西春日井郡西春町字徳重二、八〇〇　天野栄十郎外二百五十三名
紹介議員　青柳　秀夫君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第六〇一号　昭和四十二年十二月十二日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（四通）
請　願　者　愛知県豊橋市向山東町一四〇　石川一美外百十九名
紹介議員　八木　一郎君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第六一八号　昭和四十二年十二月十二日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請　願　者　兵庫県加古川市加古川町備後兵庫県退職公務員連盟加古川支部内　藤田市次外六百二十九名
紹介議員　青田源太郎君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第七〇二号　昭和四十二年十二月十三日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請　願　者　札幌市北一六条西三丁目　飯島哲男外八百七十名
紹介議員　西田　信一君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第八五三号　昭和四十二年十二月十四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（二通）
請　願　者　新潟市学校町三　今山政三郎外六千八十六名
紹介議員　小柳　牧衛君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第八五四号　昭和四十二年十二月十四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（三通）
請　願　者　愛知県豊橋市花田一番町八五　山本元造外八十九名
紹介議員　八木　一郎君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第八五五号　昭和四十二年十二月十四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請　願　者　札幌市苗穂町四二　鶴羽菊蔵外千三百五十六名
紹介議員　鈴木　一弘君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第八五六号　昭和四十二年十二月十四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請　願　者　兵庫県洲本市上物部二丁目　山下光男外二十五名
紹介議員　岸田　幸雄君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第八五七号　昭和四十二年十二月十四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請　願　者　愛知県安城市里町本郷一六　畔柳健治外四百六十七名
紹介議員　柴田　栄君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第八五八号　昭和四十二年十二月十四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請　願　者　大阪府堺市出島浜通二三　高木及言外九千九百四十六名
紹介議員　浅井　亨君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第八五九号　昭和四十二年十二月十四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請　願　者　福島市森合字前田一　臼田紀和子外六百四十名
紹介議員　石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第八六〇号　昭和四十二年十二月十四日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請　願　者　北海道留萌市港町二丁目　金沢豊三外千九十一名
紹介議員　北村　暢君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第八七八号　昭和四十二年十二月十五日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請　願　者　和歌山市玉藻町一ノ一一　和歌山県退職公務員連盟内　立石亮外四千四百十名
紹介議員　前田佳都男君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第九七〇号　昭和四十二年十二月十五日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請　願　者　島根県那賀郡国府町大字上府イ八二八ノ一　佐々木巌外千八百八十一名
紹介議員　大谷藤之助君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第九七一号　昭和四十二年十二月十五日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（二通）
請　願　者　神戸市長田区池田寺町三八　宮本三郎外六百七十五名
紹介議員　中野　文門君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一〇一〇号　昭和四十二年十二月十六日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請　願　者　兵庫県飾磨郡夢前町護持四七〇兵庫県退職公務員連盟飾磨郡支部内　本郷梅吉外百二十九名
紹介議員　青田源太郎君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一〇一一号　昭和四十二年十二月十六日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願（二十通）
請　願　者　徳島県海部郡牟岐町大字河内八九三　川添梅一外二千三百二十九名
紹介議員　紅露　みつ君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一〇四八号　昭和四十二年十二月十六日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請　願　者　札幌市北十五条東九丁目　久朗津憲司外千四百六十六名
紹介議員　山崎　昇君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一一〇六号　昭和四十二年十二月十六日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請　願　者　兵庫県宝塚市境野字中垣内二二　中嶋信司外百十六名
紹介議員　中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第一一〇七号　昭和四十二年十二月十六日受理
退職公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請　願　者　広島県三原市貝野町三〇〇ノ一　藤本順子外千二百三十五名
紹介議員　中津井　真君
この請願の趣旨は、第二〇号と同じである。

第四四九号　昭和四十二年十二月八日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請　願　者　長野県諏訪郡原村五、八八三軍恩連盟原村支部内　北原今朝嘉
紹介議員　木内　四郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四五〇号　昭和四十二年十二月八日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請　願　者　京都府久世郡城陽町大字観音堂小字西畑七六　北村常三
紹介議員　植木　光教君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四五一号　昭和四十二年十二月八日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願（二通）
請　願　者　長崎県南高来郡有明町大三東乙六八　吉田作市外一名
紹介議員　久保　勘一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四五二号　昭和四十二年十二月八日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願（二通）
請　願　者　熊本県上益城郡中佐町大字坂谷　渡辺武男外一名
紹介議員　林田　正治君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四五三号　昭和四十二年十二月八日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願（三通）
請　願　者　栃木県鹿沼市草久六七六軍恩鹿沼支部連合会西大芋支部内　大貫四一外二名
紹介議員　船田　譲君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四五四号　昭和四十二年十二月八日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願（六通）
請　願　者　新潟県新発田市大字荒川軍恩連松浦支部内　武藤毅外五名
紹介議員　小柳　牧衛君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四五五号　昭和四十二年十二月八日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願（七通）
請　願　者　岩手県東磐井郡藤沢町砂子田字新城沢三〇三軍恩連盟藤沢町支部内　菊地武男外六名

紹介議員　谷村　貞治君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四五六号　昭和四十二年十二月八日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願（九通）
請　願　者　熊本県飽託郡北部村大字貢四〇五
沢田稲喜外八名
紹介議員　沢田　一精君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四五七号　昭和四十二年十二月八日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願（三十一通）
請　願　者　群馬県前橋市川原町四七六　青木
治郎外三十名
紹介議員　丸茂　重貞君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四五八号　昭和四十二年十二月八日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願（百二通）
請　願　者　広島市牛田町八三八　藤原恒定外
百一名
紹介議員　中津井　真君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四五九号　昭和四十二年十二月八日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願（百七十五通）
請　願　者　大分県宇佐郡安心院町大字鳥越五
二大分県軍恩連盟宇佐郡市連合支
部内　大石住友外四百三十六名
紹介議員　後藤　義隆君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四九二号　昭和四十二年十二月九日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請　願　者　長崎県南高来郡南串山村　志方富
衛
紹介議員　久保　勘一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四九三号　昭和四十二年十二月九日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願（二通）
請　願　者　京都府舞鶴市字浜一、五四八軍恩
連盟舞鶴連合支部内　大谷茂外一
名
紹介議員　植木　光教君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四九四号　昭和四十二年十二月九日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願（三通）
請　願　者　福岡県八女市大字長野軍恩連川崎
支部内　富山到外二名
紹介議員　鬼丸　勝之君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四九五号　昭和四十二年十二月九日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願（十通）
請　願　者　熊本県玉名郡岱明町浜田四〇三
福田松夫外九名
紹介議員　園田　清充君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四九六号　昭和四十二年十二月九日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願（五十七通）
請　願　者　山形市飯塚町一〇五　武田金吾外
五十六名
紹介議員　伊藤　五郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五〇七号　昭和四十二年十二月九日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願（三通）
請　願　者　新潟県佐渡郡真野町大字静平　伊
藤三郎外二名
紹介議員　小柳　牧衛君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五〇八号　昭和四十二年十二月九日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願（三通）
請　願　者　佐賀県多久市東多久町大字納所
二、一四八佐賀県軍恩連盟東多久
支部内　松本彬外二名
紹介議員　杉原　荒太君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五〇九号　昭和四十二年十二月九日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願（四通）
請　願　者　岩手県盛岡市清水町一三〇ノ四〇
岩手県軍恩連盟内　鳴沢恒二郎外
三名
紹介議員　谷村　貞治君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五一〇号　昭和四十二年十二月九日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願（十二通）
請　願　者　愛媛県東宇和郡城川町大字土居軍
恩連土居支部内　岡本圭一外十一
名
紹介議員　堀本　宜実君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五三四号　昭和四十二年十二月十一日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請　願　者　茨城県筑波郡谷和原村大字平沼二
五三ノ二軍恩谷和原支部内　鈴木
正外五百八十名
紹介議員　中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五三五号　昭和四十二年十二月十一日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請　願　者　長野県埴科郡戸倉町千本柳　米沢
祐幸
紹介議員　小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五三六号　昭和四十二年十二月十一日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請　願　者　三重県一志郡美杉村八知六、五七
八ノ二　藤田太郎
紹介議員　井野　碩哉君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五三七号　昭和四十二年十二月十一日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請　願　者　奈良市紀寺町八二六奈良県軍恩連
盟内　倉西松男
紹介議員　新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五三八号　昭和四十二年十二月十一日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請　願　者　佐賀県杵島郡北方町大字志久八二
八ノ七佐賀県軍恩連盟北方支部
内　馬場貞市
紹介議員　杉原　荒太君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五三九号　昭和四十二年十二月十一日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請　願　者　熊本県鹿本郡植木町吉松軍恩連盟
松支部内　福田辰次
紹介議員　林田　正治君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五四〇号　昭和四十二年十二月十一日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願（三通）
請　願　者　栃木県鹿沼市上田町二、三三七
野中方吉外二名
紹介議員　船田　譲君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五四一号　昭和四十二年十二月十一日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(四通)
請願者　愛知県小牧市大字下末一、二四四　宮地英男外三名
紹介議員　柴田　栄君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五四二号　昭和四十二年十二月十一日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(五通)
請願者　群馬県群馬郡群馬町棟高一、九二八　西村貞正外四名
紹介議員　丸茂　重貞君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五四三号　昭和四十二年十二月十一日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(六通)
請願者　和歌山県日高郡川辺町大字土生鳥渕七蔵外五名
紹介議員　前田佳都男君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五四四号　昭和四十二年十二月十一日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(七通)
請願者　長崎市小峰町三ノ四軍恩連盟長崎市北支部内　橋口季宣外九十六名
紹介議員　久保　勘一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五四五号　昭和四十二年十二月十一日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(七通)
請願者　新潟県新津市本町一ノ七ノ四一　加藤久満治外六名
紹介議員　小柳　牧衛君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五四六号　昭和四十二年十二月十一日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(二十九通)
請願者　三重県員弁郡員弁町大字大泉新田一、〇三九　伊藤利男外二十八名
紹介議員　斎藤　昇君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第五四七号　昭和四十二年十二月十一日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(五十三通)
請願者　福岡県三井郡小郡町大字津古一、一一七　福田一男外六十二名
紹介議員　剱木　亨弘君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六〇二号　昭和四十二年十二月十二日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請願者　愛知県蒲郡市相楽町細田一一　竹内新一
紹介議員　八木　一郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六〇三号　昭和四十二年十二月十二日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請願者　埼玉県児玉郡上里村大御堂一、三九八　細井瑞穂外六十四名
紹介議員　上原　正吉君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六〇四号　昭和四十二年十二月十二日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請願者　長野県飯田市松尾一、五二二軍恩飯伊連合松尾支部内　今村輝男外二十名
紹介議員　木内　四郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六〇五号　昭和四十二年十二月十二日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請願者　京都府中郡大宮町　柿本茂太郎
紹介議員　林田悠紀夫君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六〇六号　昭和四十二年十二月十二日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(二通)
請願者　富山県東砺波郡城端町野口一九四　山下宗八外一名
紹介議員　櫻井　志郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六〇七号　昭和四十二年十二月十二日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(三通)
請願者　岩手県陸前高田市高田町市役所内　陸田高田市郷友会内　安田正夫外二名
紹介議員　谷村　貞治君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六〇八号　昭和四十二年十二月十二日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(三通)
請願者　山梨県甲府市里吉町一、七七七　米山藤政外二名
紹介議員　廣瀬　久忠君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六〇九号　昭和四十二年十二月十二日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(四通)
請願者　新潟県高田市大字角川古新田二四六　小島勝外三名
紹介議員　小柳　牧衛君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六一〇号　昭和四十二年十二月十二日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(六通)
請願者　徳島市八万町二丈五五　橋本幸四郎外五名
紹介議員　三木與吉郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六一一号　昭和四十二年十二月十二日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(九通)
請願者　山形県鶴岡市大山上本町　佐々木秀丸外八名
紹介議員　白井　勇君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六一二号　昭和四十二年十二月十二日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(十五通)
請願者　兵庫県朝来郡和田山町奥二二五　松本勤外十四名
紹介議員　岸田　幸雄君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六一三号　昭和四十二年十二月十二日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(二通)
請願者　茨城県稲敷郡阿見町大字実穀一、二八五　柴山幸三外一名
紹介議員　中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六一四号　昭和四十二年十二月十二日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(二通)
請願者　鳥取県倉吉市余戸谷町二、九八二　米原喜与外二十三名
紹介議員　仲原　善一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六一五号　昭和四十二年十二月十二日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請願者　京都市左京区田中上玄京町三五　狩野勲
紹介議員　植木　光教君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六一六号　昭和四十二年十二月十二日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(八通)
請願者　青森県西津軽郡稲垣村大字沼崎字

芦刈二三稲垣村軍恩連盟内　斉藤幸男外七名

紹介議員　笹森　順造君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六一七号　昭和四十二年十二月十二日受理

恩給処遇の不合理等是正に関する請願(十六通)

請　願　者　兵庫県三木市口吉川町吉祥寺五〇小池省治外十五名

紹介議員　青田源太郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六五九号　昭和四十二年十二月十二日受理

恩給処遇の不合理等是正に関する請願

請　願　者　長野県更埴市大字桑原　青木忠民

紹介議員　小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六七五号　昭和四十二年十二月十三日受理

恩給処遇の不合理等是正に関する請願

請　願　者　香川県善通寺市砂古町六二七香川県軍恩連盟内　柳川明外四十三名

紹介議員　平井　太郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六七六号　昭和四十二年十二月十三日受理

恩給処遇の不合理等是正に関する請願

請　願　者　新潟市流作場神明町一、六一三軍恩連万代支部内　西昌司外十一名

紹介議員　佐藤　隆君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六七七号　昭和四十二年十二月十三日受理

恩給処遇の不合理等是正に関する請願(二通)

請　願　者　長野県更埴市倉科一、〇九三　宮下光久外一名

紹介議員　木内　四郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六七八号　昭和四十二年十二月十三日受理

恩給処遇の不合理等是正に関する請願(十六通)

請　願　者　愛媛県西条市中野甲一、一九九愛媛県軍恩連盟西条市連合会内　菅安雄外三十九名

紹介議員　増原　恵吉君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六七九号　昭和四十二年十二月十三日受理

恩給処遇の不合理等是正に関する請願(三十三通)

請　願　者　岡山県津山市上河原三六九　杉本義一外三十二名

紹介議員　木村　睦男君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第六八〇号　昭和四十二年十二月十三日受理

恩給処遇の不合理等是正に関する請願(七十一通)

請　願　者　福岡県甘木市大字上秋月一、一〇五軍恩連上秋月支部内　手島勝喜外七十名

紹介議員　鬼丸　勝之君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第七〇三号　昭和四十二年十二月十三日受理

恩給処遇の不合理等是正に関する請願

請　願　者　埼玉県入間郡毛呂山町大字葛貫九〇五　村田安二外百十二名

紹介議員　土屋　義彦君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第七〇四号　昭和四十二年十二月十三日受理

恩給処遇の不合理等是正に関する請願

請　願　者　長野県更埴市大字八幡三、七一〇　上原茂男

紹介議員　小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第七〇五号　昭和四十二年十二月十三日受理

恩給処遇の不合理等是正に関する請願(二通)

請　願　者　栃木県足利市丸山町七二一　諸田吉三外二名

紹介議員　船田　譲君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第七〇六号　昭和四十二年十二月十三日受理

恩給処遇の不合理等是正に関する請願(四通)

請　願　者　群馬県群馬郡榛名町大字下里見一、三二一ノ一　中村敏夫外三名

紹介議員　丸茂　重貞君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第七〇七号　昭和四十二年十二月十三日受理

恩給処遇の不合理等是正に関する請願(五通)

請　願　者　熊本県鹿本郡鹿央町大字梅木谷二一七　前田均外四名

紹介議員　沢田　一精君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第七三六号　昭和四十二年十二月十三日受理

恩給処遇の不合理等是正に関する請願

請　願　者　熊本県山鹿市大字平山五、一一三　上野正

紹介議員　林田　正治君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第七三七号　昭和四十二年十二月十三日受理

恩給処遇の不合理等是正に関する請願(四通)

請　願　者　新潟県燕市大字中央通二　大泉四郎外三名

紹介議員　小柳　牧衛君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第七三八号　昭和四十二年十二月十三日受理

恩給処遇の不合理等是正に関する請願(八通)

請　願　者　福井県鯖江市上氏家町鯖江市豊地区温交会内　鉾碕与左衛門外七名

紹介議員　熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第七三九号　昭和四十二年十二月十三日受理

恩給処遇の不合理等是正に関する請願(三十一通)

請　願　者　群馬県桐生市永楽町一ノ一、二八五　山川忠雄外三十名

紹介議員　近藤英一郎君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第八三〇号　昭和四十二年十二月十四日受理

恩給処遇の不合理等是正に関する請願

請　願　者　青森県八戸市大字朔日町二四八戸市軍恩連盟内　野崎精美

紹介議員　笹森　順造君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第八三一号　昭和四十二年十二月十四日受理

恩給処遇の不合理等是正に関する請願(三通)

請　願　者　新潟県糸魚川市大字大町五六新潟県軍恩連盟糸魚川連合支部内　石坂善一外二名

紹介議員　小柳　牧衛君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第八三二号　昭和四十二年十二月十四日受理

恩給処遇の不合理等是正に関する請願(七通)

請　願　者　茨城県東茨城郡内原町大足　大高清ヱ門外六名

紹介議員　郡　祐一君

この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第八三三号　昭和四十二年十二月十四日受理

恩給処遇の不合理等是正に関する請願(四通)

請　願　者　長野県南佐久郡臼田町大字入沢

岩松剛助外三名
紹介議員　小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第八三四号　昭和四十二年十二月十四日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請願者　長野県東筑摩郡坂北村二、六一七
関崎盛外二十五名
紹介議員　木内　四郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第八三五号　昭和四十二年十二月十四日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請願者　山梨県北巨摩郡白州町花水一、五
四八　植松保
紹介議員　吉江　勝保君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第八三六号　昭和四十二年十二月十四日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請願者　和歌山県海南市阪井九二七ノ一
鈴木浅之助
紹介議員　和田　鶴一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第八三七号　昭和四十二年十二月十四日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請願者　長崎県北松浦郡鷹島村軍恩鷹島支
部内　桐木一朗
紹介議員　久保　勘一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第八三八号　昭和四十二年十二月十四日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請願者　熊本県球磨郡球磨村神瀬　籏瀬忠
房
紹介議員　沢田　一精君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第八三九号　昭和四十二年十二月十四日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請願者　茨城県真壁郡明野町大字宮山三三
四軍恩連盟明野町支部内　西村皓
寿
紹介議員　中村喜四郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第八四〇号　昭和四十二年十二月十四日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請願者　長野県西筑摩郡大桑村野尻軍恩大
桑村支部内　下垣外一郎
紹介議員　向井　長年君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第九七二号　昭和四十二年十二月十五日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請願者　三重県安芸郡豊里村高野尾一、四
四九　若菜孟義
紹介議員　斎藤　昇君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第九七三号　昭和四十二年十二月十五日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請願者　徳島市安宅町一ノ八ノ一四徳島県
軍恩連盟内　杉山香也
紹介議員　三木與吉郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第九七四号　昭和四十二年十二月十五日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請願者　高知県南国市久礼田一、一四六
野村義実
紹介議員　寺尾　豊君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第九七五号　昭和四十二年十二月十五日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(二通)
請願者　山梨県中巨摩郡白根町西野二、一
七三　芦沢千春外一名
紹介議員　廣瀬　久忠君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第九七六号　昭和四十二年十二月十五日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(三通)
請願者　福岡県三池郡高田町大字南新開一
八二　柳川地区軍恩連盟高田町支
部内　二宮貴外二名
紹介議員　鬼丸　勝之君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第九七七号　昭和四十二年十二月十五日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(四通)
請願者　長野県南北久郡佐久町大字海瀬
一、七二一　新海幸四郎外三名
紹介議員　小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第九七八号　昭和四十二年十二月十五日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(四通)
請願者　愛媛県松山市小坂町二ノ六ノ二九
軍恩連素鶴支部内　森田清秀外二
十六名
紹介議員　堀本　宜実君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第九七九号　昭和四十二年十二月十五日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(十一通)
請願者　新潟市中野山一六新潟県軍恩連盟
内　倉茂周蔵外十名
紹介議員　小柳　牧衛君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第九八〇号　昭和四十二年十二月十五日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(十四通)
請願者　福岡県田川郡添田町桝田一、五四
六軍恩田川地区連合会添田支部内
牧草牛蔵外十三名
紹介議員　剱木　亨弘君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第九八一号　昭和四十二年十二月十五日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(十六通)
請願者　兵庫県神崎郡市川町坂戸八四　柴
田三郎外十五名
紹介議員　中野　文門君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第九八二号　昭和四十二年十二月十五日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(百十七通)
請願者　広島県三原市糸崎町四、七一五
兼本稔外百十六名
紹介議員　藤田　正明君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一〇四九号　昭和四十二年十二月十六日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請願者　青森県上北郡七戸町字七戸六四七
戸町軍恩連盟内　藤島均
紹介議員　津島　文治君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一〇五〇号　昭和四十二年十二月十六日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請願者　福島県郡山市湖南町橋良字古町一
一軍恩連湖南支部内　近藤豊馬
紹介議員　石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一〇五一号　昭和四十二年十二月十六日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請願者　京都府竹野郡網野町軍恩連盟網野

支部内　吉岡常二郎
紹介議員　植木　光教君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一〇五二号　昭和四十二年十二月十六日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請　願　者　鳥取県米子市内町七五鳥取県軍恩連盟内　西海賢治外二十名
紹介議員　仲原　善一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一〇五三号　昭和四十二年十二月十六日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(三通)
請　願　者　長野県南佐久郡川上村字大深山　篠原喜和太外二名
紹介議員　小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一〇五四号　昭和四十二年十二月十六日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(二十一通)
請　願　者　福島市堂殿一福島県軍恩連盟内　簗瀬真琴外二十名
紹介議員　松平　勇雄君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一〇八号　昭和四十二年十二月十六日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(二十八通)
請　願　者　宮城県登米郡中田町宝江黒沼字町三四宮城県軍恩連盟宝江支部内　芳賀徹夫外二十七名
紹介議員　高橋文五郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一一〇九号　昭和四十二年十二月十六日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請　願　者　茨城県久慈郡里美村小菅九六一軍恩連里美支部内　中野彰
紹介議員　郡　祐一君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一一一〇号　昭和四十二年十二月十六日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請　願　者　埼玉県岩槻市大字釣上新田一、七〇〇岩槻地区軍恩連新和支部内　磯野初太郎外三十一名
紹介議員　上原　正吉君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一一一一号　昭和四十二年十二月十六日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請　願　者　岐阜県瑞浪市寺河戸町一、〇七二ノ五　千田静飛虎
紹介議員　古池　信三君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一一一二号　昭和四十二年十二月十六日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願
請　願　者　福岡市清川町二ノ一五ノ九福岡市軍恩連盟内　北島鷹外三十三名
紹介議員　米田　正文君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一一一三号　昭和四十二年十二月十六日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(五通)
請　願　者　徳島市大道三丁目徳島県西富田軍恩会内　帯井芳夫外五名
紹介議員　三木與吉郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一一一四号　昭和四十二年十二月十六日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(十一通)
請　願　者　石川県金沢市玉川町一〇ノ一六　玉田善仁外十名
紹介議員　林屋亀次郎君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一一一五号　昭和四十二年十二月十六日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(十五通)
請　願　者　広島県芦品郡新市町新市七六五　伊豆田二郎外十四名
紹介議員　藤田　正明君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一一一六号　昭和四十二年十二月十六日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(十八通)
請　願　者　新潟県長岡市山田町一ノ一三新潟県軍恩連盟長岡市連合支部内　金内浪次外十七名
紹介議員　小柳　牧衛君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第一一一七号　昭和四十二年十二月十六日受理
恩給処遇の不合理等是正に関する請願(二十一通)
請　願　者　広島県山県郡加計町大字加計二、四七三　前田勇三外二十名
紹介議員　中津井　真君
この請願の趣旨は、第六号と同じである。

第四七〇号　昭和四十二年十二月八日受理
恩給、共済年金受給者の処遇改善に関する請願
請　願　者　茨城県水戸市三の丸一ノ四ノ五〇　関東ブロック市町村職員年金受給者連盟協議会内　武田隆二郎外五名
紹介議員　郡　祐一君
恩給、共済年金受給者の処遇について、左記事項のすみやかな実現を図られたい。
一、恩給、共済年金に対し完全スライド制を実施すること。
二、完全スライド制を実施する場合、昭和四十三年度において現職の公務員の給与に即応して恩給、共済年金を引き上げ、これを基礎としてスライド制を実施すること。
三、恩給、共済年金の最低保障額を少なくとも年額十二万円に引き上げること。
四、昭和二十三年七月以降給付事由の生じた恩給年金の退職年次による不均衡を是正すること。
五、退職後における医療制度を実施するよう共済制度を改正すること。
六、恩給、共済年金受給者に対する老齢福祉年金の限度額を撤廃すること。
七、遺族年金の支給率を現行の退職年金の五割から八割に引き上げること。

理　由

一、現下の経済情況をかえりみるに恩給、共済年金の増額改定の幅はあまりにもわずかであり、恩給年金本来の目的とする生活の保障には程遠い事情にある。
二、現職の公務員の給与は、人事院の勧告により慣行的に例年一度は給与ベースの改定が実施され、本年もまた七・九パーセントの勧告がなされており、これが勧告どおり実施されると現職公務員の給与は、概ね四万四千円ベースになるように聞いている。一方、現職の公務員の給与に等しい性格をもつ恩給、共済年金は、第五十五回特別国会における法律改正によって増額改定されたが、その給与水準は二万七千円程度にとどまり、現職公務員の給与に比較し、その格差はますます大きくなろうとしている。

第四九〇号　昭和四十二年十二月九日受理
国立療養所等勤務者の定年制反対並びに老後保障の拡充等に関する請願(三通)
請　願　者　東京都小平市小川東町二、六一二　海野好外三百四十八名
紹介議員　木村禧八郎君
この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第六九七号　昭和四十二年十二月十三日受理
国立療養所等勤務者の定年制反対並びに老後保障の拡充等に関する請願
請　願　者　岩手県一関市蘭梅町二ノ三〇　高

橋忍外三百三十四名
紹介議員　戸田　菊雄君
この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第六九八号　昭和四十二年十二月十三日受理
国立療養所等勤務者の定年制反対並びに老後保障の拡充等に関する請願（二通）
請　願　者　宮城県亘理郡郡山元町合戦原　鈴木まつえ外七十五名
紹介議員　鈴木　力君
この請願の趣旨は、第一五八号と同じである。

第六四二号　昭和四十二年十二月十二日受理
公務員賃金引上げ等に関する請願
請　願　者　東京都大田区西糀谷一ノ一　村木敏行外百六十三名
紹介議員　木村禧八郎君
この請願の趣旨は、第三五〇号に左の一項目を加えたものと同じである。
一、気象事業を発展させるための人員増と職員の待遇改善、とくに「頭打ち」をすぐ解消すること。

第八六一号　昭和四十二年十二月十四日受理
公務員賃金引上げ等に関する請願
請　願　者　福井市西木田一ノ二〇ノ一二　朝倉信夫外二百四十四名
紹介議員　久保　等君
この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第八六二号　昭和四十二年十二月十四日受理
公務員賃金引上げ等に関する請願（四十五通）
請　願　者　奈良市南永井町一〇九ノ五七　中津吉一外四十五名
紹介議員　後藤　義隆君
この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第八六三号　昭和四十二年十二月十四日受理
公務員賃金引上げ等に関する請願
請　願　者　広島県安芸郡海田町海田市公務員宿舎RCK一ノ七　山本真一外百二十三名
紹介議員　稲葉　誠一君
この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第八六六号　昭和四十二年十二月十四日受理
公務員賃金引上げ等に関する請願
請　願　者　東京都三鷹市中原二ノ二五ノ一二　宮下和子外二百三十五名
紹介議員　中村　波男君
この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第八六七号　昭和四十二年十二月十四日受理
公務員賃金引上げ等に関する請願
請　願　者　兵庫県姫路市豊富町　蔭山勝敏外二百九十三名
紹介議員　佐野　芳雄君
この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第八六八号　昭和四十二年十二月十四日受理
公務員賃金引上げ等に関する請願
請　願　者　佐賀市久保泉町池副　田中弥三外二百九十四名
紹介議員　久保　等君
この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第八六九号　昭和四十二年十二月十四日受理
公務員賃金引上げ等に関する請願
請　願　者　和歌山市関戸七五四　高木卓二外百七名
紹介議員　塩見　俊二君
この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第八七九号　昭和四十二年十二月十五日受理
公務員賃金引上げ等に関する請願
請　願　者　岡山市伊福町二ノ二五ノ一一　寺門弘務外六十七名
紹介議員　近藤　鶴代君
この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第九三〇号　昭和四十二年十二月十五日受理
公務員賃金引上げ等に関する請願
請　願　者　宮城県仙台市鉄砲町一　牧田三夫外百二十五名
紹介議員　森　勝治君
この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第九三一号　昭和四十二年十二月十五日受理
公務員賃金引上げ等に関する請願
請　願　者　埼玉県北足立郡桶川町神明一丁目　内山一郎外七十六名
紹介議員　瀬谷　英行君
この請願の趣旨は、第六四二号と同じである。

第九三二号　昭和四十二年十二月十五日受理
公務員賃金引上げ等に関する請願
請　願　者　熊本市田崎町六一四　井上光和外百二十九名
紹介議員　稲葉　誠一君
この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第九三三号　昭和四十二年十二月十五日受理
公務員賃金引上げ等に関する請願（七通）
請　願　者　徳島市富田橋二ノ二一　小笠茂外百三十五名
紹介議員　大森　創造君
この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第一〇〇九号　昭和四十二年十二月十六日受理
公務員賃金引上げ等に関する請願
請　願　者　長崎県佐世保市竹辺町三〇二ノ二　冨川フサエ外二百六十五名
紹介議員　森　勝治君
この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第一〇四四号　昭和四十二年十二月十六日受理
公務員賃金引上げ等に関する請願（二通）
請　願　者　新潟市中山字南沢　西沢清外百八名
紹介議員　杉山善太郎君
この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第一〇四五号　昭和四十二年十二月十六日受理
公務員賃金引上げ等に関する請願
請　願　者　徳島県小松島市小松島町字横須一五一　泉幸子外百二十四名
紹介議員　加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第一〇四六号　昭和四十二年十二月十六日受理
公務員賃金引上げ等に関する請願
請　願　者　兵庫県城崎郡竹野町須谷　高田嘉隆外二百七十八名
紹介議員　松澤　兼人君
この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第一〇七六号　昭和四十二年十二月十六日受理
公務員賃金引上げ等に関する請願
請　願　者　新潟市関屋田町二ノ二五七　高橋慶治外三百三十一名
紹介議員　北村　暢君
この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第一〇七九号　昭和四十二年十二月十六日受理
公務員賃金引上げ等に関する請願
請　願　者　埼玉県大宮市宮原町一ノ一三　富岡利夫外百二十名
紹介議員　瀬谷　英行君
この請願の趣旨は、第三五二号と同じである。

第一〇八〇号　昭和四十二年十二月十六日受理
公務員賃金引上げ等に関する請願
請　願　者　岐阜県養老郡養老町押越四五五ノ

一　松下勘外五百三十名
紹介議員　小酒井義男君
この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第一〇八一号　昭和四十二年十二月十六日受理
公務員賃金引上げ等に関する請願
請願者　神戸市東灘区御影町字沢ノ井六四七ノ三　藤田定吉外二百九十六名
紹介議員　中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第三五〇号と同じである。

第一〇八二号　昭和四十二年十二月十六日受理
公務員賃金引上げ等に関する請願
請願者　東京都北区赤羽西四ノ二ノ四　佐野玲子外八百名
紹介議員　木村禧八郎君
この請願の趣旨は、第三五二号と同じである。

第六四三号　昭和四十二年十二月十二日受理
国家公務員の給与引上げ等に関する請願
請願者　東京都江東区深川豊洲五ノ一　高橋忠温外三十名
紹介議員　柳岡　秋夫君
国家公務員の生活条件と労働条件改善のため、給与法の改正にあたつては、左記事項につき特段の配慮と積極的な審議をされたい。
一、給与改定を四月一日から行なうこと。
二、政府が提出する給与改定案の本俸に一律部分を上積みすること。
三、住宅手当を新設すること。
四、給与改定と引換えに決定された七パーセント予算削減をしないこと。
五、定員を削減せず、ただちに欠員を補充すること。
六、物価値上げに反対であり、公共料金の引上げをやめること。
七、国家公務員共済組合の国庫負担を増額すること。
八、国家公務員に労働基本権を返すこと。
（この請願の「理由」は、第三四三号と同じである。）

第六四四号　昭和四十二年十二月十二日受理
国家公務員の給与引上げ等に関する請願
請願者　東京都港区西麻布三ノ二ノ三二　藤木秀晴外十九名
紹介議員　北村　暢君
この請願の趣旨は、第六四三号と同じである。

第六四五号　昭和四十二年十二月十二日受理
国家公務員の給与引上げ等に関する請願
請願者　香川県高松市一宮町仲島四四八ノ四　南明子外二十九名
紹介議員　山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第六四三号と同じである。

第六五五号　昭和四十二年十二月十二日受理
国家公務員の給与引上げ等に関する請願
請願者　埼玉県浦和市大字円正寺八二ノ二一　柳田耕治外二十二名
紹介議員　秋山　長造君
この請願の趣旨は、第六四三号と同じである。

第六五六号　昭和四十二年十二月十二日受理
国家公務員の給与引上げ等に関する請願
請願者　千葉市穴川四ノ一二ノ五二　中村勲外六十三名
紹介議員　鶴園　哲夫君
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第七二一号　昭和四十二年十二月十三日受理
国家公務員の給与引上げ等に関する請願
請願者　東京都町田市玉川学園七ノ一五　村田進外二百八十名
紹介議員　伊藤　顕道君
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第七二二号　昭和四十二年十二月十三日受理
国家公務員の給与引上げ等に関する請願
請願者　東京都大田区南馬込四ノ三四ノ六　坂本方　田中久喬外二十四名
紹介議員　秋山　長造君
この請願の趣旨は、第六四三号と同じである。

第七二三号　昭和四十二年十二月十三日受理
国家公務員の給与引上げ等に関する請願
請願者　東京都武蔵野市緑町二ノ三ノ一二ノ二〇一　小川清澄外二十六名
紹介議員　柳岡　秋夫君
この請願の趣旨は、第六四三号と同じである。

第七二四号　昭和四十二年十二月十三日受理
国家公務員の給与引上げ等に関する請願
請願者　横浜市金沢区野島町一五一　横田早苗外三十一名
紹介議員　久保　等君
この請願の趣旨は、第六四三号と同じである。

第七二五号　昭和四十二年十二月十三日受理
国家公務員の給与引上げ等に関する請願
請願者　神奈川県川崎市王禅寺二、三四二ノ六　駒井二郎外二十三名
紹介議員　千葉千代世君
この請願の趣旨は、第六四三号と同じである。

第七二六号　昭和四十二年十二月十三日受理
国家公務員の給与引上げ等に関する請願（三通）
請願者　東京都品川区中延五ノ九ノ一七　須藤祀久外百一名
紹介議員　山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第六四三号と同じである。

第七二七号　昭和四十二年十二月十三日受理
国家公務員の給与引上げ等に関する請願（六通）
請願者　東京都田無市九〇七　五十嵐修外百六十八名
紹介議員　鈴木　力君
この請願の趣旨は、第六四三号と同じである。

第七五二号　昭和四十二年十二月十四日受理
国家公務員の給与引上げ等に関する請願（三通）
請願者　広島市吉島東二ノ一七ノ二ノ三〇一　上村建雄外百七十二名
紹介議員　戸田　菊雄君
この請願の趣旨は、第六四三号と同じである。

第八七〇号　昭和四十二年十二月十四日受理
国家公務員の給与引上げ等に関する請願
請願者　東京都足立区中川三ノ一九ノ八　水谷泰久外二百二名
紹介議員　木村禧八郎君
給与法改正が審議される今国会において、国家公務員の生活条件と労働条件改善のため、左記事項の実現につき特段の配慮をされたい。
一、一律八千円の賃金引上げを行なうこと。最低限次の措置をとること。
1、人事院勧告の実施時期を値切らないこと。
2、上厚下薄を改め、大幅に底上げを行なうこと。
3、住宅手当を新設すること。
二、給与改定と引換えに閣議決定された七パーセントの予算削減を行なわないこと。
三、定員を削減することなく、事務量増大に見合う定員をふやし、ただちに欠員を補充すること。
四、国鉄定期代など公共料金の引上げをやめること。
五、国家公務員共済組合の国庫負担を増額すること。
（この請願の理由は、第三四三号と同じであ

る。）

第八七一号　昭和四十二年十二月十四日受理
国家公務員の給与引上げ等に関する請願（二通）
請　願　者　東京都北区西ケ原一ノ三一　児玉正実外六十六名
紹介議員　鈴木　力君
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第八七二号　昭和四十二年十二月十四日受理
国家公務員の給与引上げ等に関する請願
請　願　者　東京都荒川区東尾久五ノ一三ノ五　大塩勝利外三十六名
紹介議員　千葉千代世君
この請願の趣旨は、第六四三号と同じである。

第八七三号　昭和四十二年十二月十四日受理
国家公務員の給与引上げ等に関する請願
請　願　者　東京都北区滝野川二ノ五六　鹿島常子外二十四名
紹介議員　柳岡　秋夫君
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第八七四号　昭和四十二年十二月十四日受理
国家公務員の給与引上げ等に関する請願
請　願　者　東京都北区滝野川一ノ三九ノ九　宮下美智子外二十一名
紹介議員　山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第六四三号と同じである。

第八七五号　昭和四十二年十二月十四日受理
国家公務員の給与引上げ等に関する請願
請　願　者　東京都新宿区上落合一ノ二八三　下山田泰子外百四十二名
紹介議員　田中寿美子君
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第一〇〇七号　昭和四十二年十二月十六日受理
国家公務員の給与引上げ等に関する請願
請　願　者　横浜市保土ケ谷区明神台三三ノ四〇五　宮崎憲一外八百九十六名
紹介議員　野坂　参三君
この請願の趣旨は、第六四三号と同じである。

第一〇〇八号　昭和四十二年十二月十六日受理
国家公務員の給与引上げ等に関する請願
請　願　者　東京都品川区小山台二ノ五ノ一三　山家富美子外八百八十名
紹介議員　須藤　五郎君
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第一〇七七号　昭和四十二年十二月十六日受理
国家公務員の給与引上げ等に関する請願
請　願　者　東京都国分寺市西恋ケ窪二ノ七〇三　中野佳直外三十二名
紹介議員　千葉千代世君
この請願の趣旨は、第六四三号と同じである。

第一〇七八号　昭和四十二年十二月十六日受理
国家公務員の給与引上げ等に関する請願（三通）
請　願　者　千葉県習志野市泉町三ノ八　金沢純外七十九名
紹介議員　鈴木　力君
この請願の趣旨は、第三四三号と同じである。

第一〇八三号　昭和四十二年十二月十六日受理
国家公務員の給与引上げ等に関する請願
請　願　者　東京都八王子市高倉町一五ノ八　串田武男外二十四名
紹介議員　柳岡　秋夫君
この請願の趣旨は、第六四三号と同じである。

第一〇八四号　昭和四十二年十二月十六日受理
国家公務員の給与引上げ等に関する請願
請　願　者　千葉県柏市緑ケ丘二一ノ一　川崎労男外二十一名
紹介議員　山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第六四三号と同じである。

第六五二号　昭和四十二年十二月十二日受理
国家公務員の賃金引上げ、行政整理反対等に関する請願
請　願　者　東京都町田市木曽住宅公社ロノ三四五　水口康雄外九名
紹介議員　鈴木　力君
国家公務員の賃金引上げ等に関し、左記事項の実現を図られたい。
一、人事院勧告の実施時期を守ること。
二、上厚下薄をやめ、最低三千円賃金を引き上げること。
三、都市手当をやめ、住宅手当（一箇月六千円）を新設し、通勤費全額支給、扶養手当引上げを行なうこと。
四、賃金決定制度の改悪を行なわないこと。
五、首切り、定員の削減を行なわないこと。
六、諸物価を引き下げること。
七、公務員労働者にスト権をかえすこと。

理　由

一、本年九月、神奈川の社会保険事務所に勤務する厚生省職員が生活保護を適用された事実が示しているように、国家公務員は、現在の賃金ではまともな生活を営むことはできない。
二、人事院勧告では、事務次官は二万円、最低はわずか八百円の引上げという極端な上厚下薄となっており、住宅手当、扶養手当、通勤手当など切実な要求はすべてふみにじられており、かりに勧告が完全に実施されても生活は改善されない。
三、政府は、人事院勧告の八月実施を決定したが、公務員からスト権を奪い、その上勧告さえ守らない態度はまったく不当である。
四、さらに政府は「財政硬直化」対策と称して、まったく一方的に公務員の賃金を決める不当、不法な計画をすすめているが、これは、現行の人事院勧告制度をも否定し、公務員の生活をいっそう破壊にみちびくものである。
五、また、政府は五万八千名にのぼる公務員の定員削減を行なおうとしており、木村官房長官は「行政整理も避けられない」と言明している。これは、公務員の大量首切りといっそうの労働強化をもたらすものである。

第一〇七四号　昭和四十二年十二月十六日受理
国家公務員の賃金引上げ、行政整理反対等に関する請願
請　願　者　東京都目黒区三田二ノ三ノ七　数馬美智子外百三十五名
紹介議員　田中寿美子君
この請願の趣旨は、第六五二号と同じである。

第六五三号　昭和四十二年十二月十二日受理
公務員の賃金引上げ等に関する請願
請　願　者　東京都江東区深川清澄町二ノ五　高橋和雄外百八十名
紹介議員　鈴木　力君
この請願の趣旨は、第三四〇号と同じである。

第六五四号　昭和四十二年十二月十二日受理
公務員の賃金引上げ等に関する請願
請　願　者　大阪府堺市金岡町一、七七一　一色勝外三百六十二名
紹介議員　鶴園　哲夫君
公務員の賃金について左記事項の実現を図られたい。
一、人事院勧告の実施時期を勧告どおりとすること。
二、本俸引上げ額の上厚下薄を是正し、大幅に底上げすること。
三、都市手当による地域格差の拡大をさけ、住宅手当を新設すること。

四、夜間通信業務手当を電波にも適用すること。
五、通信作業手当を大幅に引き上げること。

第七三五号　昭和四十二年十二月十三日受理
公務員の賃金引上げ等に関する請願
請　願　者　埼玉県比企郡川島村字角泉　石黒耕作外八十四名
紹介議員　大和　与一君

公務員の賃金等に関し左記事項を実現されたい。
一、給与改定の時期は人事院勧告どおり五月とすること。
二、本俸引上げ額の上厚下薄を改善し、大幅に底上げすること。
三、都市手当による地域格差の拡大をやめ、住宅手当を新設すること。
四、通勤手当を全額実費支給し、無税とすること。
五、年末手当現行二・二箇月を三箇月プラス一万円に改定すること。
六、諸物価の上昇を抑制すること。
七、建設省当局の不法、不当な組合弾圧、不当労働行為をやめさせること。

理　由

公務員の賃金は、去る八月の人事院勧告の水準では諸物価の上昇にはとても追いつかず、憲法の保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を営みうるものではない。

第七五一号　昭和四十二年十二月十四日受理
公務員の賃金引上げ等に関する請願
請　願　者　群馬県山田郡大間々町一、〇五九　大沢英子外四名
紹介議員　大和　与一君

この請願の趣旨は、第七三五号と同じである。

第八六四号　昭和四十二年十二月十四日受理
公務員の賃金引上げ等に関する請願
請　願　者　青森市米町四八　田中真紀子外三百十五名
紹介議員　柳岡　秋夫君

公務員の賃金等について、左記事項の実現を図られたい。
一、賃金を一律八千円引き上げること。
当面、(1)　実施時期を値切らないこと。
(2)　上厚下薄を是正し、大幅に底上げすること。
(3)　賃金の地域格差を是正し、住宅手当を新設すること。
二、日額旅費制度を撤廃し、すべて正規旅費規程を適用すること。
三、特殊勤務手当を大幅に増額すること。
四、勤務評定制度を撤廃し、勤勉手当の成績率による差別支給をやめること。
五、宿日直制度を撤廃すること。さしあたり宿日直手当を大幅に引き上げること。

第八六五号　昭和四十二年十二月十四日受理
公務員の賃金引上げ等に関する請願（二通）
請　願　者　神奈川県相模原市すすきの町二七ノ一　斎藤良憲外百二十名
紹介議員　鈴木　力君

この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第九三四号　昭和四十二年十二月十五日受理
公務員の賃金引上げ等に関する請願（四通）
請　願　者　群馬県山田郡大間々町一ノ一、一三八　野田儀介外八名
紹介議員　伊藤　頴道君

この請願の趣旨は、第七三五号と同じである。

第一〇四三号　昭和四十二年十二月十六日受理
公務員の賃金引上げ等に関する請願
請　願　者　青森市横山町一五六ノ二　近藤欣一外百四十名
紹介議員　加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第八六四号と同じである。

第一〇七五号　昭和四十二年十二月十六日受理
公務員の賃金引上げ等に関する請願
請　願　者　群馬県山田郡大間々町二、三二四　石田隆外十二名
紹介議員　大和　与一君

この請願の趣旨は、第七三五号と同じである。

第一一二八号　昭和四十二年十二月十六日受理
公務員の賃金引上げ等に関する請願
請　願　者　東京都杉並区久我山二ノ七〇五　台俊男外百二名
紹介議員　岩間　正男君

この請願の趣旨は、第六五四号と同じである。

第六五七号　昭和四十二年十二月十二日受理
行政職俸給表(一)等適用公務員労働者に対する賃金等の差別撤廃等に関する請願
請　願　者　東京都品川区上大崎一ノ三ノ一四　松本晋作外五十七名
紹介議員　大橋　和孝君

公務員労働者の待遇に関し、左記の措置を講ぜられたい。
一、行政職俸給表(一)、海事職俸給表(二)及び医療職俸給表(三)を適用されている労働者に対する賃金、身分等いつさいの差別を撤廃すること。
二、公務員労働者の定年制、法制化を行なわず、退職勧奨をやめること。
三、臨時職員を全員定員化し、欠員の補充を完全に行ない、また、業務の下請け化は行なわないこと。
四、退職手当については、勤続一年につき十万円を最低として支給割合を大幅に改善し、上限制限を撤廃し、全額免税とすること。
五、退職年金については、支給額の引上げとスライド制を実現するとともに、年金掛金がかけ捨てにならないよう合理的措置をとること。たとえば、遺族年金、遺族一時金、死亡一時金については適用範囲を拡大して支給する等の措置をとること。
六、病気になりがちな高齢者に、無料の健康管理と医療を保障するとともに、健康的な無料住宅を家族と同地域に建てること。

理　由

一、行(一)表等の適用者は、昭和三十二年以来の俸給表分断によつて賃金の上で差別されているだけでなく、身分的にもさまざまな差別扱いを受けている。
二、定年制は、長年公務を遂行してきた労働者をわずかの退職金等と引きかえに一方的に職場からほうり出すものであり、絶対に認めることはできない。また、退職勧奨は法律上なんら根拠のないものである。
三、二万三千名ないし二万五千名に及ぶ臨時職員の身分はきわめて不安定であるが、公務に必要な職員は当然定員化すべきである。また、ただちに欠員を埋めるべきである。さらに、業務の下請け化は職員に首切りの不安を与えるものである。
四、現在の退職手当支給額は一般の公務員にとつては、退職後の生活の安定はもとより、さしあたりの再出発のための諸経費にもとてもたりないものである。
五、退職年金は、退職時の賃金を基礎とし、最低保障額を大幅に引き上げるべきである。また、現在の物価高にかんがみ早急にスライド制を実施すべきである。なお、遺族年金等については、給付対象の範囲が狭いために掛金がかけ捨てになるという不合理がおきている。
六、労働条件の悪化等により疲労が慢性化し、病気になりがちな高齢者にとつて、健康と住宅の保障は切実な要求である。

第七七四号　昭和四十二年十二月十四日受理

行政職俸給表(二)等適用公務員労働者に対する賃金等の差別撤廃等に関する請願

請　願　者　北海道旭川市春光町二区四条　菊田悟郎外二百三十四名

紹介議員　木村禧八郎君

この請願の趣旨は、第六五七号と同じである。

第一〇一七号　昭和四十二年十二月十六日受理

行政職俸給表(二)等適用公務員労働者に対する賃金等の差別撤廃等に関する請願

請　願　者　千葉市浪花町七五八　野口富正外四百六十名

紹介議員　春日　正一君

この請願の趣旨は、第六五七号と同じである。

第一〇八五号　昭和四十二年十二月十六日受理

行政職俸給表(二)等適用公務員労働者に対する賃金等の差別撤廃等に関する請願

請　願　者　東京都大田区西糀谷三ノ一〇ノ一〇　鈴木慶輝外百八十名

紹介議員　占部　秀男君

この請願の趣旨は、第六五七号と同じである。

第七一七号　昭和四十二年十二月十三日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願（五通）

請　願　者　千葉県船橋市二和町一二三　鈴木久元外二十四名

紹介議員　岡田　宗司君

法務局を真に国民のためのサービス官庁として充実させ、同時に職員の過重な労働条件を改善するため、法務局職員の一万名増員と臨時職員の定員化をすみやかに実現されたい。

理　由

一、法務局の職場は、登記事務をはじめ供託、人権、訟務、戸籍、国籍事務など、国民の財産、権利を守る重要な業務を取り扱っており、その職員数は一万二百八十名となっている。

二、しかし、近年の経済情勢の発展に伴い事件数は激増し、特に登記事務においては、昭和三二年以来五・五倍と大幅に増加したのに対し、職員数の増加はわずか一・一倍という状態である。そのため激増する登記事件を処理できず、全国で一万二千名の司法書士とその補助者に事務応援を依頼している。また、一日四百円ないし六百円の低賃金で、しかも身分保障のまったくない臨時職員を千三百名も採用して事務処理を行なっているのが現状である。

三、こうしたことからある職場では、一人で二、三の職場を掛持つ併任人事が行なわれ、若い職員が労働強化で死亡するという事故がおき、また、東京法務局墨田出張所では、受付時間を三時で締切ったことが公務員法違反ということで、一職員が現行犯で逮捕されるという事件が発生している。

第七一八号　昭和四十二年十二月十三日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願（五通）

請　願　者　千葉市都町一、三〇四　市川七之助外二十四名

紹介議員　北村　暢君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七一九号　昭和四十二年十二月十三日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願（五通）

請　願　者　千葉県船橋市二和町一二三　小川晃外二十四名

紹介議員　鶴園　哲夫君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七二〇号　昭和四十二年十二月十三日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願（六通）

請　願　者　千葉市稲毛海岸一ノ七　畠山伴光外二十九名

紹介議員　小林　武君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七三四号　昭和四十二年十二月十三日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願（五通）

請　願　者　長野県大町市大字大町一、一四〇　長沢宮子外十八名

紹介議員　矢山　有作君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七九八号　昭和四十二年十二月十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願（七通）

請　願　者　東京都世田谷区太子堂五ノ一一二ノ一二　新居喜美子外十一名

紹介議員　北村　暢君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七九九号　昭和四十二年十二月十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願（十一通）

請　願　者　東京都練馬区春日町三ノ三五ノ一六　石川量平外二十八名

紹介議員　鶴園　哲夫君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第八〇〇号　昭和四十二年十二月十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願（五通）

請　願　者　東京都足立区小台一ノ二ノ二　高鶴幸子外二十七名

紹介議員　小林　武君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第八〇一号　昭和四十二年十二月十四日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願（六通）

請　願　者　北海道帯広市東一条南二一ノ一〇　小谷茂雄外十四名

紹介議員　前川　旦君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第九三五号　昭和四十二年十二月十五日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願

請　願　者　千葉県香取郡多古町北中一五五　相谷勇司外十二名

紹介議員　佐多　忠隆君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第九五八号　昭和四十二年十二月十五日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願（六通）

請　願　者　宮崎市大字上北方八四　長友俊祐外三十一名

紹介議員　横川　正市君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第九五九号　昭和四十二年十二月十五日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願（十通）

請　願　者　秋田市土崎港本山町　高久典子外三十二名

紹介議員　鶴園　哲夫君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第九六〇号　昭和四十二年十二月十五日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願（九通）

請　願　者　秋田市川尻船場町一ノ一六　菊地伸夫外二十四名

紹介議員　小林　武君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第九六一号　昭和四十二年十二月十五日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願（七通）

請　願　者　神奈川県川崎市木月三ノ五七二　高橋知子外二十七名

紹介議員　北村　暢君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第九六二号　昭和四十二年十二月十五日受理

法務局職員の一万名増員等に関する請願（六通）

請　願　者　宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井七七四　工藤研一外三十名

紹介議員　竹田　現照君

この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第九六三号　昭和四十二年十二月十五日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（六通）
請願者　埼玉県川口町青木町三ノ三三　渡部澄男外十名
紹介議員　前川　旦君
この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第一〇一八号　昭和四十二年十二月十六日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（六通）
請願者　東京都北多摩郡清瀬町竹丘二ノ四ノ二二ノ一　和田幹市外二十四名
紹介議員　北村　暢君
この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第一〇一九号　昭和四十二年十二月十六日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（六通）
請願者　東京都調布市金子町九五　衛藤安彦外十二名
紹介議員　前川　旦君
この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第一〇二〇号　昭和四十二年十二月十六日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（八通）
請願者　秋田県鹿角郡十和田町岡田字焼山下八　木元博外二十九名
紹介議員　鶴園　哲夫君
この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第一〇四〇号　昭和四十二年十二月十六日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（六通）
請願者　秋田市桜山愛宕下八七ノ三　石川君子外二十八名
紹介議員　竹田　現照君
この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第一〇四一号　昭和四十二年十二月十六日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（六通）
請願者　宮崎市下北方町下郷五、九八四　大野悦子外三十三名
紹介議員　横川　正市君
この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第一〇四二号　昭和四十二年十二月十六日受理
法務局職員の一万名増員等に関する請願（七通）
請願者　宮崎市祇園町五〇〇　押川明幸外四十一名
紹介議員　小林　武君
この請願の趣旨は、第七一七号と同じである。

第七五〇号　昭和四十二年十二月十四日受理
退職教育公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者　新潟市西堀通三番町二五八　広田伝治郎
紹介議員　小柳　牧衛君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第九六九号　昭和四十二年十二月十五日受理
退職教育公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者　奈良市東向町六大和経済クラブ会館内日本教育推進連盟奈良支部内　中江左右一
紹介議員　新谷寅三郎君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第一〇〇六号　昭和四十二年十二月十六日受理
退職教育公務員の恩給・共済年金等に関する請願
請願者　埼玉県大里郡寄居町寄居九五六ノ一　日本教育推進連盟埼玉県支部内　石沢義夫
紹介議員　上原　正吉君
この請願の趣旨は、第三二号と同じである。

第九二九号　昭和四十二年十二月十五日受理
群馬県月夜野町の寒冷地手当級地引上げに関する請願
請願者　群馬県利根郡月夜野町月夜野二二七ノ三　阿部友次
紹介議員　伊藤　顯道君
「国家公務員の寒冷地手当に関する法律」「寒冷地手当規則」に基づく寒冷地手当の級地区分を改正し、群馬県利根郡月夜野町を一級地から二級地に引き上げられたい。

理由

当町は一級地に該当しているが、隣接の町村については、水上町、片品村が四級地、新治、川場、白沢、利根村及び沼田市のうち旧池田村がいづれも二級地で当町だけが一段低い地域となっている。しかしながら、気象条件その他の情況から判断しても、当町は当然二級地に該当する地域であり、現行の区分では著しく不均衡である。

第一〇三九号　昭和四十二年十二月十六日受理
国家公務員の労働三権保障等に関する請願
請願者　千葉県茂原市下永吉二、〇六〇　中山博外二百十名
紹介議員　千葉千代世君
国家公務員に労働三権（団結権、団体交渉権、争議権）を保障するとともに左記事項の実現を図られたい。
一、昇給を一律八千円とし、五月一日から実施すること。
二、国家公務員の定員削減を図る新定員法を制定しないこと。

理由

公務員労働者の労働三権は、国家公務員法によって奪われ、その代償として設けられた人事院もその機能を完全には果たしていない。
さらに人事院の不十分な勧告内容すら、いまだかつて一度も完全実施されたことがなく、公務員労働者は、一般の労働者よりも安い給料しか受けていない。
加えて四十三年度からの三年間で国家公務員の五パーセントに相当する五万八千名の人々が削減されようとしている。

昭和四十三年一月五日印刷　昭和四十三年一月六日発行　参議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局